

# 「郵政民営化委員会の調査審議に関する 所見(案)」に対する意見及び回答(案)

平成24年9月19日

郵政民営化委員会

## (目次)

### 1. 団体からの意見・回答・・・P1～P87

○全国郵便局長会	・・・P1	○一般社団法人第二地方銀行協会	・・・P43～P46
○日本郵政グループ労働組合	・・・P2～P8	○在日米国大使館	・・・P47～P50
○全国生命保険労働組合連合会	・・・P9～P12	○一般社団法人全国信用金庫協会	・・・P51～P55
○駐日欧州連合代表部	・・・P13～P15	○欧州ビジネス協会	・・・P56～P58
○全国地域婦人団体連絡協議会	・・・P16～P18	○在日米国商工会議所	・・・P59～P64
○一般社団法人全国地方銀行協会	・・・P19～P24	○全国共済農業協同組合連合会	・・・P65～P68
○東京都町村会	・・・P25～P26	○公益社団法人全国消費生活相談員協会	・・・P69～P71
○公益社団法人経済同友会	・・・P27～P30	○社団法人生命保険協会	・・・P72～P84
○一般社団法人全国銀行協会	・・・P31～P38	○一般社団法人全国信用組合中央協会	・・・P85～P87
○農林中央金庫	・・・P39～P42		

### 2. 個人からの意見・回答・・・P88～P110

	ご意見の概要（全国郵便局長会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」として公表すること及び所見内容に賛同する。</p> <p>郵政民営化により、郵政事業は平成19年10月、5社体制に分割された。それがこのたび改正郵政民営化法の成立により、4社体制となり、郵政三事業を一体的に運営すること及び金融ユニバーサルサービスが義務付けされることとなった。</p> <p>しかし、この間、金融に関する新規業務は何ひとつ認められず、かつゆうちょ・かんぽの限度額の制限など極めて制約された条件で他の金融機関と競争しなければならなかった上、販売商品に新しいものもなく、苦戦を強いられてきた。この結果、ゆうちょの貯金保有残高及びかんぽ生命の保険保有契約は激減する一方である。</p> <p>郵政事業は、全国あまねく公平に郵政サービスを提供するものであり、採算が合わない離島や山間僻地にも同様のサービスを提供していく必要があるが、かつ健全な経営を確保していくためには、速やかに新規業務に対する認可が不可欠であり、標記所見はそのことが推進される所見であることから賛同するものである。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（日本郵政グループ労働組合）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>I. 「改正民営化法」の意義と「所見(案)」の基本的受けとめ  「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」（以下、「改正民営化法」という。）の成立は、まず第1に、縦割りサービスの弊害の要因となっていた「郵便局会社」と「郵便事業会社」を統合させることで、利用者利便の向上をはかるとともに、間接部門の無駄をなくす等「経営の効率化」を促進すること。第2に、金融のユニバーサルサービスの提供を、持株会社である「日本郵政株式会社」と統合後の「日本郵便株式会社」に法律で義務付けたことにより、郵便・貯金・保険といった、国民生活に必要な基礎的サービスが将来にわたって提供されることが保証されたこと。第3に、銀行法、保険業法が全面的に適用される、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命のいわゆる金融二社に対する「上乘せ規制」について、政府の間接関与の度合いに応じて規制を緩和する内容となったこと等が、主要な改正ポイントであると理解しています。</p> <p>この度、その改正内容に沿って、これまでの「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」（以下、「旧所見」という。）を見直し、新たに「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(案)」（以下、「所見(案)」という。）として公表されたことを高く評価します。</p>	<p>○当委員会では、郵政民営化法の改正により、郵政民営化は株式会社の形態によって「的確に郵政事業の経営を行わせるための改革」を目的とするものであることが明記されるとともに、郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが、日本郵政株式会社の責務として課せられることとなったこと、及び郵政株式凍結法（日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律）が廃止されるに至ったことなどを考慮し、金融二社の民営化を推進することの意義と新規業務の位置付けに関する認識、移行期間における新規業務に関する調査審議の考え方等を再点検し、民営化後の取組状況や郵政民営化法改正法の成立等の状況の変化を踏まえ、その内容を見直し、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」として公表したものです。</p>
2	<p>その上で、民間企業として当たり前の経営の自由度の確保が、民営化を成功させるためには不可欠だということを強く主張します。ご承知のとおり、金融二社の提供する事業については、すでに政府保証はなく、他の民間金融機関等と同様に税金や預金保険料等を支払うなど、競争条件として有利性はない中で、</p>	<p>○上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要です。</p> <p>○また、一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠と考えます。</p>

	ご意見の概要（日本郵政グループ労働組合）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>限度額や新規業務の規制など、他の民間金融機関にない「上乗せ規制」により、経営の自由度が制約されているのが実情です。</p> <p>経営の自由度なくして、日々変化していくお客様のニーズに的確に対応し、事業を発展させていくことはできません。事業展開が滞れば、お客様ニーズに対応できないだけでなく、経営基盤も弱体化し、将来的に郵便局ネットワークを維持していくこともままならなくなります。</p> <p>是非とも、お客様の利便を向上させるため、そして事業を発展させ、政府が保有する持株会社の株式をできるだけ高く売却し、復興債の償還財源の確保につなげるためにも、企業価値を高め、市場の評価を得られるよう郵政民営化委員会における調査審議がおこなわれますことを強く要請するものです。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
3	<p>Ⅱ. 「所見(案)」各項に対する意見</p> <p>1. 郵政民営化と所見の意義</p> <p>「事前に当委員会の方針を示すことによって、予見可能性を与え透明性を高めることが必要」とされた考え方を評価します。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
4	<p>2. 郵政民営化と新規業務</p> <p>① 民営化の意義と金融二社のビジネスモデル</p> <p>「旧所見」では「肥大化したバランスシートの規模を縮小する」とされていた考え方を、「所見(案)」では、「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まる」と見直されたことを評価します。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（日本郵政グループ労働組合）	ご意見に対する当委員会の考え方
5	<p>これまでの郵政民営化に至る論議においては、郵政事業の発展ではなく、日本郵政グループの規制強化ばかりが論点になってきたとの感が拭いきれません。他の事業者との公正な競争条件を確保するため、一定の配慮が必要であるということは十分理解しつつ、ユニバーサルサービスを担う企業として、どう持続・発展させていくのか、そして日本経済全体の活性化、国民の暮らしの安心・安定にどうつなげていくのか、という視点での調査審議を要請いたします。</p>	<p>○金融二社が民間金融機関としてふさわしいビジネスモデルへの革新を図る上では、そのミッションを明らかにしていくことが期待されますが、その際、日本郵政グループ全体に求められる社会的責任を今後どのように果たしていくべきか、という観点からの取組みも課題となると考えます。</p>
6	<p>② 金融二社の経営の現状</p> <p>金融二社の構造的縮小リスクを抱えている経営現状を分析し、「このような傾向が今後とも続けば、全国の郵便局を通じてリテール・サービスを提供するという金融二社の製・販分離のビジネスモデルを維持することが困難となるばかりか、ひいては日本郵便株式会社のユニバーサルサービス責務の履行にも支障が出るのが懸念される」とした現状認識を共有します。</p> <p>ゆえに、日本郵政グループ全体が成長でき得るビジネスモデルの構築が求められていると考えます。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
7	<p>③ 株式上場・処分の意義</p> <p>日本郵政の株式処分が震災復興財源として位置づけられたことを踏まえ、「日本郵政の株式の早期上場に向けた準備を進めるとともに、金融二社の株式処分に係る方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすこと」との認識が示されていますが、第一の目標は、日本郵政グループの公益性を含めた企業価値の最大化による日本郵政の評価であり、ひいては震災復興に向けた「税外財源」として日本郵政の株式評価の最大化が</p>	<p>○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において、日本郵政の株式について、できる限り早期に処分するものとする規定されたところです。このため、日本郵政の株式の早期上場に向けた準備を進めるとともに、金融二社の株式処分に係る方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことが期待されます。</p>

	ご意見の概要（日本郵政グループ労働組合）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>求められていることを認識しなければなりません。その上で、金融二社の株式処分についての考え方が導き出されるものであり、早急な金融二社の株式処分に係る方針の明確化は求めるべきではないと考えます。</p>	
8	<p>④ 政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置</p> <p>「旧所見」においても、「民営化の実施後も『暗黙の政府保証』が残存するというパーセプションは、預金者・加入者等の誤解に基づくもの」との認識が示されていましたが、「所見(案)」においても、同様の認識を踏襲し、「政府保障に対する誤解は払拭されつつあるが、関係各方面において、引き続き積極的に努力すべき」との認識が示されていることを共有しつつ、「払拭する努力」を打ち消す「吹聴」を厳しく指摘するべきです。</p>	<p>○政府保証に対する誤解の払拭については、関係各方面において、引き続き積極的に努力すべきと考えます。</p>
9	<p>⑤ 内部監査・コンプライアンス態勢等の整備</p> <p>「所見(案)」と同様の認識を共有します。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
10	<p>⑥ 利用者保護及び検査監督体制</p> <p>「所見(案)」と同様の認識を共有します。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
11	<p>3. 新規業務に関する調査審議の方針</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>① 共通的な視点</p> <p>ア 利用者利便の向上</p> <p>「旧所見」には、最も重要な視点として、「金融二社と関係業界の利害の調整ではなく、……利用者にもたらされる利便性の向上である」との認識が示されていましたが、「所見(案)」では、関係業界との利害の調整よりも利用者利便の向上が優先</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（日本郵政グループ労働組合）	ご意見に対する当委員会の考え方
	される表現が見て取れません。あらためてそのことの明記をおこなった方が、より考え方が明確になると考えます。	
12	イ 適正な競争関係の確保 適正な競争関係の確保については、「事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべき」との考え方を評価します。言うまでもなく、義務づけられた金融サービスを含むユニバーサルサービスを提供するためのコストは、郵政事業全体の財務の中から調達することとなっており、そのコスト負担も含めた適正な競争関係の確保が必要です。	○ご意見として承ります。
13	ウ 金融二社の経営状況 「所見(案)」と同様の認識を共有します。	○ご意見として承ります。
14	② 業務の特性に応じた調査審議の準則 業務の特性に応じた調査審議の準則として、「定型的業務か、非定型的業務か」、「市場価格の存在する業務か、相対で価格形成をおこなう業務か」、「資産負債総合管理（ALM）からみて緊急性の高い業務か、低い業務か」、「コア・コンピタンスとの関係が強い業務か、弱い業務か」等の準則が示されました。 いずれにせよ、郵便・貯金・保険の各事業については、市場構造の変化やその他の社会的要因などにより、郵便物数、貯金残高、保険契約件数のいずれにおいても右肩下がりになっているという事実は現状認識のとおりであり、日本郵政グループはこうした構造上の課題を抱えつつ、さらに一定の制約条件の下で事業を運営していかなければならないことから、これらをどのように解消しながら「経営の安定化」をはかっていくのかが	○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。 ○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。

	ご意見の概要（日本郵政グループ労働組合）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>今後の大きな課題であると考えています。</p> <p>そうした中で「新規事業」への進出は、日本郵政グループの「持続可能な経営」を実現するためには避けて通れず、一日も早い新商品・新サービスの開発と事業開始が必要です。</p>	
15	<p>（２）当面の対応</p> <p>① 新規業務開始のタイミングについての考え方</p> <p>「既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はない」との考え方を評価します。また、「その他の新規業務については、上場に向けて市場の評価を高めることが期待できる適切なタイミングでの実施が課題」とありますが、金融二社の厳しい経営状況や、日本郵政の株式上場を考えれば、金融二社におけるその他の新規業務についても、早期に実施可能とする必要があるものと考えます。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
16	<p>② 個別業務の調査審議についての考え方</p> <p>「具体的な要件と条件の設定については、個別業務ごとに異なる。これらについては、当委員会の委員が実態を更に調査した上で、要件や条件について審議を行っていく」との考え方を理解しつつ、個別調査審議の過程においては、日本郵政グループ全体の社会的使命と経営状況を十分に勘案されることを要請いたします。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
17	<p>Ⅲ. その他、意見</p> <p>（１）金融二社における「限度額の撤廃」もしくは「引き上げ」</p>	<p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされ</p>

	ご意見の概要（日本郵政グループ労働組合）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>「旧所見」においては、いわゆる「限度額の撤廃」についてもふれられていましたが、「所見(案)」においては「限度額の撤廃」もしくは「引き上げ」について考え方が示されていません。国会審議において「当面は引き上げないことが適当」とされていますが、本来金融二社は民営化された銀行と生命保険会社であり、加えて、厳しい経営状況を勘案すれば、できるだけ早期に限度額規制を緩和することが必要です。限度額政令を改正するときは「郵政民営化委員会の意見を聴かなければならない」とされていることから、この点についても検討いただくよう要請いたします。</p>	<p>ている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、所見案に限度額についての記述はありませんが、ご意見として承ります。</p>
18	<p>（２）小規模郵便局における業務運営に対する配慮 小規模郵便局における金融検査・監督については、国会での議論や郵政事業に係る役割の確保に関する規定が設けられたという趣旨に鑑み、できる限り業務の円滑な遂行に支障が生じないように配慮いただくよう要請いたします。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
19	<p>（３）金融二社からの委託手数料に係る消費税免除 郵便・貯金・保険におけるユニバーサルサービスを提供するためのコストは、郵政事業全体の財務の中から調達することとなっていることは理解しつつも、「受益者負担」でもなく「政府補助」も一切行われな中での自助努力には限界があります。成立した「消費税引き上げ法案」への対応も含め、金融二社からの委託手数料に係る消費税の免除について検討いただくことを要請いたします。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（全国生命保険労働組合連合会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>生保労連では、これまで郵政民営化にあたっては民間会社との公平・公正な競争条件を確保することが大前提であるとの主張を繰り返し行ってきた。これが実現しなければ、新規業務規制の緩和を含む、業務範囲の拡大は認められるべきではないと考えている。</p> <p>今回示されている「所見」の内容についても、以下の意見を踏まえ、見直しを行うよう要望する。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
2	<p>2. 郵政民営化と新規業務</p> <p>①民営化の意義と金融二社のビジネスモデル</p> <p>改正郵政民営化法において、郵政民営化について「金融二社の株式完全処分を目指す」こととされたが、努力義務に留まっております。不十分である。新規業務への参入を目指すのであれば、まずは、民間会社との公平・公正な競争条件の確保が大前提であり、政府出資の解消をはかることが先決である。</p>	<p>○金融二社には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されていますが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>
3	<p>②金融二社の経営の状況</p> <p>「所見」において、「郵便保険会社では商品が養老保険に偏ることなど顧客ニーズに十分対応できないことに伴う構造的縮小リスクを抱える」との指摘があるが、生保労連加盟生保におい</p>	<p>○民営化前の簡保は政府保証の下で法定の業務を実施してきたこと、更に民営化後も業務制限に服してきたことの結果、郵便保険会社では商品が養老保険に偏ることなど顧客ニーズに十分に対応できないことに伴う構造的縮小リスクを抱えています。</p>

	ご意見の概要（全国生命保険労働組合連合会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>ても、ここ数年来、長引く景気低迷、少子高齢化等の社会構造の変化により新契約高と保有契約高が減少しており、構造的縮小リスクはかんぽ生命固有のものではなく、民間生保も含めた生保業界全体に共通する課題であることを踏まえるべきである。</p>	<p>○金融二社には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されていますが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。</p>
4	<p>③株式上場・処分の意義</p> <p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源確保の観点から、上場に向けての審査にあたっては、一定の経営実績を示すことが必要であることは理解できるが、そのためには新規業務の拡大ではなく、「所見」に記載の通り、まずは、かんぽ生命の株式情報・処分にあたり、「グループ全体として、経営コストの抜本的見直し等により、経営の効率化を進め、株式会社としての経済合理性と株主の信認を確保すること」が重要である。</p>	<p>○上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要です。また、一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠と考えられます。</p> <p>○金融二社の株式は、その親会社である日本郵政の株式と同様、歴史的に蓄積されてきた国民共有の財産としての性格を有し、金融二社の株式に対する市場の評価は、それが資産の大宗を占める日本郵政の株式価値、評価へも多大な影響を及ぼす点に留意することが必要です。</p>
5	<p>④政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置</p> <p>「所見」には、「民営化実施後も『暗黙の政府保証』が存在するという認識は、預金者・加入者の誤解に基づくものである」と記載されているが、生保労連が実施した2010年10月のアンケート調査結果（インターネット調査会社によるアンケート調査で、20歳以上の一般個人、1,046名を対象に実施）によると、かんぽ生命に加入している若しくは加入を検討している方の約8割が、「政府出資があり、政府の関与が期待できそう」「信頼感・安心感がある」と回答しており、政府出資が残ることにより、依然として国民が「政府の保証」を期待している</p>	<p>○郵便保険会社が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、</p>

	ご意見の概要（全国生命保険労働組合連合会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>ことが伺える。</p> <p>「政府保証に対する誤解は払拭されつつある」とのことであるが、前述のアンケート結果からも、決して「払拭されつつある」状況にはないと考えられ、まずは、かんぽ生命のすべての株式の処分を法的に義務付ける等、政府出資の解消をはかることが重要である。</p>	<p>金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>
6	<p>3. 新規業務に関する調査審議の方針</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>① 共通的な視点</p> <p>「所見」に記載の通り、「利用者利便性の向上」と「適正な競争条件の確保」の視点は重要であると考えている。</p> <p>しかし、「利用者利便性」については、生保労連25万組合員が、全国でお客様に対面できめ細かい対応を行っており、生命保険の各種対応についてあえて郵便局ネットワークを通じて行う必要はないものとする。</p>	<p>○郵政民営化法の改正により、郵政民営化は株式会社の形態によって「的確に郵政事業の経営を行わせるための改革」を目的とするものであることが明記されるとともに、郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが、日本郵政株式会社の責務として課せられることとなったものです。</p>
7	<p>むしろ、繰り返し述べてきた通り、政府出資の解消がはかられていない中、新規業務の拡大がはかられることとなると、民業圧迫となることは明白である。まずは、政府出資の解消をはかることが先決であり、「所見」に記載されている新規業務の検討にあたって検討すべき「適正な競争条件の確保」のための各視点については、その後に検討すべきである。</p>	<p>○金融二社には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されていますが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。</p>
8	<p>(2) 当面の対応</p> <p>① 新規業務開始のタイミングについての考え方、② 個別業務調査審議についての考え方</p>	<p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。</p>

	ご意見の概要（全国生命保険労働組合連合会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>繰り返しとなるが、政府出資の解消がはかられていない中、「適正な競争条件の確保」がされているとは言い難く、たとえ既存の業務であっても業務範囲の拡大に繋がる商品等の見直しは認められるべきではないと考える。</p>	<p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（駐日欧州連合代表部）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>欧州連合は、主として郵便貯金銀行および郵便保険会社による新規業務の認可申請を評価する際の郵政民営化委員会の姿勢を明確にした「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見(案)」に対する意見募集の公告により、意見を述べる機会が提供されたことを歓迎する。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
2	<p>保険、銀行、国際スピード郵便の部門において日本郵政が享受している既存の競争優位は、長期にわたり欧州連合にとっての懸念材料であり、日本の当局に対してもたびたび指摘している。とりわけ、日本郵政傘下企業が保険業法および銀行法の一定の規定の適用を除外されていることにより民間企業が取り組むことができない業務に取り組めることや、優遇的な規制監督、一部の傘下企業の事業範囲の拡大に対する懸念、他の金融業者が利用できる、郵便局網への同様なアクセスの不足、国際特急便事業者が直面している不当な競争および待遇など、複数の問題点をこれまで強調してきた。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
3	<p>こうした観点から、郵政民営化委員会の新しい所見は、「暗黙の政府保証」の撤廃および監督当局による日本郵政傘下企業に対するより平等な監督に関して歓迎すべきメッセージを発しているものの、傘下企業による新しい保険商品の開発等の新規業務への進出が積極的に奨励され、これらの企業が既存の競争優位を新分野にまで拡大できるようになるのではないかという一層懸念すべき状況を示唆している。実際、日本郵政傘下企業の新規業務の認可申請プロセスが簡易化されることは明らかであり、これらの企業が既に享受している保険業法および銀行法の</p>	<p>○金融二社には、他の民間金融機関と同等の銀行法・保険業法の規制に加え、郵政民営化法による業務規制等が課されていますが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p>

	ご意見の概要（駐日欧州連合代表部）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>事業範囲の制限に関する規定の適用除外と合わせると、これにより不平等な競争条件がこれまで以上に日本郵政にとって有利なものとなり、より小規模で全国の郵便局網への優遇的なアクセスが不足している民間の金融業者にとって不利となる可能性が高い。</p>	<p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
4	<p>特に、日本郵政が新規商品およびサービスの赤字を既存の非競争的サービスの収益で埋め合わせるのを防止するためにいかなる策が講じられるのか、また、日本郵政傘下企業が享受している優位性を考慮して、新規事業分野における公平性をいかにして確保するのか、明確ではない。</p>	<p>○郵政民営化法の全体において、対等な競争条件を確保するための措置を講じており、その具体的な仕組みとして、上乘せ規制等の措置が設けられています。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○なお、金融二社はそれぞれ独立した企業として経営が行われており、また、郵便事業は郵便法により適正な原価を償う料金によって事業が行われることとされ、他の事業からの補てんを受けることのない経営が求められています。さらに、改正後の日本郵便株式会社法において、日本郵便株式会社に郵便の業務、貯金窓口業務及び保険窓口業務それぞれの業務区分ごとの収支の状況を公表させ、適切な損益管理の確保を図ることとしています。</p>
5	<p>従って、欧州連合は、郵政民営化委員会に対し、日本郵政傘下企業が現在および将来的に取り組むことができるすべての事</p>	<p>○郵政民営化法の全体において、対等な競争条件を確保するための措置を講じており、その具体的な仕組みとして、上乘せ規制等の措置が</p>

	ご意見の概要（駐日欧州連合代表部）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>業分野において公平な競争の場を確保する必要性についての正当な懸念に対応するまでは、新規もしくは改訂された保険商品の提供を含む、これら傘下企業による事業範囲の拡大を許容しないよう要請したい。</p>	<p>設けられています。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
6	<p>欧州連合は、郵政民営化委員会に対し、上記意見を十分に考慮するよう敬意を持って要請するとともに、今後も懸念を明確に伝え、日本郵政の再編に関するプロセスについて意見を述べる機会が提供されることを期待している。</p>	<p>○当委員会は、国民の皆様等からご意見を頂く機会を設けるか否かについては、各事案の性質を踏まえつつ、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（全国地域婦人団体連絡協議会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>■ 利用者の利便性の確保と健全財政に努めて欲しい。(新潟県)</p>	<p>○郵政民営化の目的の一つは競争の促進による経済の活性化であり、新規業務を考える際の重要な視点は、金融機関全体のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上であると考えます。利用者利便の向上に当たっては、地域住民の利便の増進に資するため、郵便局ネットワークの強みを発揮した取組みを行うことも、重要なポイントであると考えます。</p> <p>○少子・高齢化社会において活力ある経済社会を実現するためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠です。法改正後の郵政民営化を推進する際にも、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならないと考えます。民営化後の金融二社は、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まると考えられます。</p>
2	<p>■ 山間地等での生活が不便にならないよう配慮がほしい。今回の改正が、利用者もしくは地方、とりわけ僻地に住む人たちにどのような影響が出てくるのかが問題だと思えます。その点を考慮した郵政民営化であって欲しい。地域コミュニティーを支える役割を郵便局に期待する。</p> <p>・少子高齢社会の中、地方では高齢者の独り暮らしや、高齢者世帯が増えています。</p> <p>郵便の配達員の方が、これらの方々の安否確認に大きな役割を果たしています。また、車で何時間もかけないと、銀行もATMもないのが現実です。</p> <p>・ポストの数を減らさず、回収回数も減らさない、細やかな郵便業務を期待します。（富山県南砺市）（新潟県）（静岡県）</p>	<p>○郵政民営化の目的の一つは競争の促進による経済の活性化であり、新規業務を考える際の重要な視点は、金融機関全体のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上であると考えます。利用者利便の向上に当たっては、地域住民の利便の増進に資するため、郵便局ネットワークの強みを発揮した取組みを行うことも、重要なポイントであると考えます。</p>

	ご意見の概要（全国地域婦人団体連絡協議会）	ご意見に対する当委員会の考え方
3	<p>■ 今回の改正で、5社から4社体制に変更する点は良いと思います。より迅速に、より適正に業務が遂行されることを期待する。国民にわかりやすくリスクを含め実際に利用していく上でどのように変わるのか情報提供を望む。</p> <p>・未確認情報ですが、3種郵便を引き受けた宅急便業者は、山間地など不便なところは郵便局に投函して発送しているらしく、そのため大変遅れたり、届かなかったりと客から不満が出ています。そのために従前の郵便局扱いへの変更にする事例も出ています。（富山県富山市）（東京都）（静岡県）</p>	○ご意見として承ります。
4	<p>■ ユニバーサルサービス業務の義務付けは結構なことであるが、その負担を利用者に転嫁するのではなく、企業の責任として遂行して欲しい。</p> <p>また、郵貯銀行間の振込料金は無料であるが、他金融機関の振込料金は高過ぎます。（千葉県）（静岡県）</p>	○ご意見として承ります。
5	<p>■ 株式売却利益を東日本大震災の復興財源に充てることが決まっているが、その有効な使途を国民に明確に報告すること。着実に株式売却に向かう努力を期待する。（新潟県）</p>	○ご意見として承ります。
6	<p>■ 企業としてのガバナンス、とりわけ内部監査・コンプライアンス体制の整備を一層強くすることを期待する。さらには、金融業務も含めた郵政事業は利用者本来の立場から行われるべきものであり、生活を支える郵便局の存在も含めて国民の便益を損ねることのないよう、強く望む。（全国地域婦人団体連絡協議会）</p>	<p>○民間金融機関においては、市場規律に従ったガバナンスの確立のために、内部監査・コンプライアンス態勢が整備されていることが不可欠となっています。金融二社がこうした民間金融機関と同等の態勢を備えるべきことは当然です。</p> <p>また、金融二社及びこれらの代理業務を営む日本郵便株式会社においては、監督上の措置を受けて犯罪防止態勢の整備を進めてきていますが、この態勢をより充実させるべく、金融二社及び日本郵便株式会</p>

	ご意見の概要（全国地域婦人団体連絡協議会）	ご意見に対する当委員会の考え方
		<p>社が連携して対応していくよう強く促していく必要があると考えます。</p> <p>○金融行政は、本来、利用者保護の立場から行われるものです。したがって、民営化後の金融二社に対しても、その立場から、他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督を実施することが必要であると考えます。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国地方銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>1. 所見（案）に対する基本認識</p> <p>郵政民営化法では、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる」（第1条）、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」（第2条）とされている。</p> <p>この趣旨を踏まえて郵政民営化を進めるには、「民間にできるものは民間に」という行政改革の根本原則に則り、①経営規模の縮小、②公正な競争条件の確保、③地域との共存、という3つの視点が重要である。</p> <p>こうした観点から、標記所見（案）に関する意見は次の通りである。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
2	<p>(1) 経営規模について</p> <p>従来の所見では、金融2社の経営規模について「肥大化したバランスシートの規模を縮小する」ことが必要とされていた。今回の所見（案）ではこの記述がなくなり、代わって「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まる」と述べられている。</p> <p>しかし、ゆうちょ銀行の経営規模は、我が国金融市場や地域金融市場において、メガバンクを凌ぎ地域金融機関と比較にならないほど巨大であり、大きな影響力を持っている。このような規模の問題を棚上げにしたまま「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図る」ことは、金融市場および地域金融市</p>	<p>○少子・高齢化社会において活力ある経済社会を実現するためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠です。法改正後の郵政民営化を推進する際にも、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならないと考えます。民営化後の金融二社は、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まると考えられます。</p> <p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。個別業務の調査審議に当たっては、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国地方銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>場を与える影響という点で、民間金融機関との適正な競争関係が担保される保証がないと言わざるを得ない。</p> <p>また、株式上場に向けて「投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠」との考え方は、企業価値向上の名の下に安易な規模拡大につながる惧れがある。</p> <p>さらに、経営規模の巨大性は、ゆうちょ銀行自体のリスク管理上も引き続き大きな問題である。</p>	<p>利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。</p> <p>○上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要です。また、一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠と考えられます。</p> <p>○金融二社の株式は、その親会社である日本郵政の株式と同様、歴史的に蓄積されてきた国民共有の財産としての性格を有し、金融二社の株式に対する市場の評価は、それが資産の大宗を占める日本郵政の株式価値、評価へも多大な影響を及ぼす点に留意することが必要です。</p> <p>○郵便貯金銀行には、業務の健全・適切な運営を確保する観点から、自社の資産・負債特性に応じたリスク管理を行うことが求められます。その際、統合的なリスク管理の実施という課題にも一層積極的に取り組む必要があると考えます。</p>
3	<p>(2) 公正な競争条件の確保について</p> <p>今回の所見（案）では、「暗黙の政府保証」の問題について「誤解に基づくもの」とし、周知活動等により「誤解は払拭されつつある」としている。しかし、依然として巨大な経営規模を持っているゆうちょ銀行は、政治的・経済的・社会的に、金融機関として経営破綻をさせることが困難とみられる存在であり、広く国民がゆうちょ銀行に「暗黙の政府保証」があると認識するのは当然のことである。さらに今回の郵政民営化法の改正において、ゆうちょ銀行など金融2社の株式処分の期限が撤廃さ</p>	<p>○郵便貯金銀行が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。この点は、これまでの当委員会の見解から変更はありません。</p> <p>○新規業務の認可の枠組みについては、今回、法改正はなく、法律上の要件については、従来と変更はありません。新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、引き続き適切に検討してま</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国地方銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>れたことにより、このような「暗黙の政府保証」が長期的に残存する可能性が高まったと言わざるを得ない。</p> <p>こうした状況では、民間金融機関との公正な競争条件が確保されているとは言えず、ゆうちょ銀行の新規業務を安易に認めるべきではない。この点については、上記のような巨大な経営規模も勘案の上、金融市場や地域金融機関への影響に配慮した慎重な調査審議が必要である。</p>	<p>います。</p> <p>○郵便貯金銀行には、業務の健全・適切な運営を確保する観点から、自社の資産・負債特性に応じたリスク管理を行うことが求められます。その際、統合的なリスク管理の実施という課題にも一層積極的に取り組む必要があると考えます。</p>
4	<p>住宅ローンや中小企業・個人事業主向け貸付をはじめとする地域のリテール金融分野において民間金融機関が激しく競争する中、ゆうちょ銀行が公正な競争条件が確保されないまま本分野に参入してくれば、民業圧迫の深刻化によって地域金融機関の経営基盤が弱体化して円滑な資金供給に支障をきたし、ひいては地域経済に重大な影響を及ぼしかねない。</p>	<p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。個別業務の調査審議に当たっては、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンとの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適切と考えています。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
5	<p>なお、所見（案）では、公正な競争条件の確保の観点については、郵政民営化法で例示されている「日本郵政のゆうちょ銀行に対する議決権比率等」のみならず、「株式市場における企業価値向上への期待の形成の必要性」を考慮するとされている。しかし、「企業価値向上への期待の形成の必要性」を考慮することで、公正な競争条件の確保が阻害されてはならない。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国地方銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
6	<p>(3) 地域との共存について</p> <p>現行の所見にある「地域金融機関との協業を行うことが重要である」、「中小企業との長年の積み重ねに基づくリレーションシップバンキングへの影響に留意すべきである」といった「地域金融・経済の発展への貢献のあり方」に関する記述が、今回の所見（案）から削除されていることは遺憾である。</p>	<p>○金融二社においては、地域金融・経済への貢献に向けて、他の金融機関等との適正な競争関係を確保し、また、他の金融機関等との協業についても利用者利便の向上につながるよう、具体的な取組みの検討を進めることが望まれます。金融二社の新規業務の調査審議に当たっては、地域金融の安定や地域金融・経済に与える影響について配慮が必要であるというご指摘があった点も含め、その旨、所見に記載することといたします。</p>
7	<p>2. 新規業務の調査審議における留意点</p> <p>以上の3つの視点に加え、新規業務の調査審議において特に留意すべき問題として、以下の4点を指摘したい。</p>	-
8	<p>(1) 株式上場と新規業務について</p> <p>今回、法律により、日本郵政の株式を復興債（借換えも含め償還年数25年）の償還財源に充てることが示されたが、株式の売却資金を震災復興財源に充てることとされたことと、ゆうちょ銀行等の新規業務の調査審議とは関連付けて議論されるべきではない。</p> <p>また、復興債の償還財源として日本郵政株についてJT株等とともに売却資金を10年間で2兆円確保することとされていることを考慮すれば、必ずしも早期に新規業務を認めなければならない、ということにはならない。</p>	<p>○東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法において、日本郵政の株式について、できる限り早期に処分するものとする規定されたところです。このため、日本郵政の株式の早期上場に向けた準備を進めるとともに、金融二社の株式処分に係る方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことが期待されます。</p> <p>○上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要です。また、一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠と考えます。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
9	<p>新規業務の調査審議にあたっては、郵政民営化法に規定されている「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響への配慮」</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国地方銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>とのバランスについて十分考慮する必要がある。この点に関連し、現行の所見において「個人向けローンでは、リスクとリターンが適正であること、管理や回収等の面で適正な業務遂行能力が確保されていること等について留意することが考えられる」とされていたのに対し、今回の所見（案）は、他金融機関との提携による業務の取扱実績がある業務については調査審議を開始することに支障はないとしている。しかし、金融機関との提携の実績があることをもって、ゆうちょ銀行本体でその業務を実施する態勢が十分に整っているとまでは言えない。調査審議においては、銀行本体で当該業務を取り扱い得る十分な態勢となっているか等について、改めて慎重な検証が求められる。</p>	<p>考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
10	<p>(2) 金融2社の健全性確保のための措置について</p> <p>所見（案）では、ゆうちょ銀行からの資金流出が続けば、ユニバーサルサービス責務の履行に支障が出る懸念があるとされる等、金融事業の収益を、郵便事業を含む郵政事業全体のユニバーサルサービス提供のコストに充てることを想定した記載が見受けられる。</p> <p>しかし、このようなことが行われると、郵便貯金事業に他の事業のリスクが波及し、貯金者の利益が侵害されることが懸念され、わが国の金融システムの健全性に影響を及ぼしかねない。このため、例えば日本郵便株式会社と金融2社との間の業務委託手数料の算出根拠の開示や、郵政民営化委員会による検証等を通じて、郵政三事業間の内部補助の可能性を排除し、ユニバーサルサービスに係るコストが金融2社の経営の健全性に悪影</p>	<p>○業務委託手数料の水準については、一義的には経営コストやアームズ・レングス・ルール等を踏まえ当事者間の契約において設定されるものと考えます。また、その内容については、政府による検査監督等を通じて検証されるものと理解しています。</p> <p>○なお、金融二社はそれぞれ独立した企業として経営が行われており、また、郵便事業は郵便法により適正な原価を償う料金によって事業が行われることとされ、他の事業からの補てんを受けることのない経営が求められています。さらに、改正後の日本郵便株式会社法において、日本郵便株式会社に郵便の業務、貯金窓口業務及び保険窓口業務それぞれの業務区分ごとの収支の状況を公表させ、適切な損益管理の確保を図ることとしています。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国地方銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	響を与えないための措置を講じる必要がある。	
11	<p>(3) 内部管理態勢について</p> <p>所見（案）において、内部監査・コンプライアンス態勢や金融2社に対する検査監督について、民間金融機関と同等のものを求めていることは当然である。新規業務の調査審議にあたっては、この点について十分に検証していただきたい。</p>	<p>○新規業務については、事前に満たすべき要件として、内部管理や顧客保護等の業務遂行能力を十分具備している必要があると考えます。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
12	<p>(4) 金融2社の株式処分について</p> <p>金融2社の株式処分の期限が撤廃された点について、所見（案）において、「株式処分に係る方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たす」ように求めている。改正郵政民営化法の参議院附帯決議においても、日本郵政が株式の処分に向けた具体的な説明責任を果たすように努めることが求められており、株式の全部処分に向けた方針が早期に示されることを期待する。</p> <p>そのうえで、郵政民営化委員会における新規業務に関する調査審議は、この方針が明確化された後に、これを踏まえて行うべきである。</p>	<p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（東京都町村会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>1 金融二社のビジネスモデルについて</p> <p>今般の郵政民営化法の改正により、「郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスが全国あまねく公平に提供することが確保することが、日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）の責務に課せられることとなった。」ことから、</p> <p>「株式の完全処分に関しては、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされた。」ところである。</p> <p>少子・高齢化が顕著である山間地域や島しょ地域においては、これまで郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスの提供によって、地域社会が営まれてきたと言っても過言ではない。</p> <p>今後もこうした地域社会を維持してゆくためには、三事業によるユニバーサルサービスの提供が不可欠であり、こうした公共的な役割を認識し、日本郵政の経営状況の安定化に向けて、今後、早期に金融二社のビジネスモデルを明確にするとともに、新規商品の開発を含め、新規業務を早急に実施すべきと考える。</p>	<p>○郵政民営化の目的の一つは競争の促進による経済の活性化であり、新規業務を考える際の重要な視点は、金融機関全体のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上であると考えます。利用者利便の向上に当たっては、地域住民の利便の増進に資するため、郵便局ネットワークの強みを発揮した取組みを行うことも、重要なポイントであると考えます。</p>
2	<p>2 郵便局ネットワークの強みの発揮</p> <p>郵政民営化委員会では、「利用者利便の向上にあたっては、地域住民の利便の増進に資するため、郵便局ネットワークの強みを発揮した取組みを行うことが、重要なポイントである。」と指摘している。</p>	<p>○郵政民営化の目的の一つは競争の促進による経済の活性化であり、新規業務を考える際の重要な視点は、金融機関全体のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上であると考えます。利用者利便の向上に当たっては、地域住民の利便の増進に資するため、郵便局ネットワークの強みを発揮した取組みを行うことも、重</p>

	ご意見の概要（東京都町村会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>山間地域や島しょ地域においては、高齢化率が高く、民営化以前の郵便局ネットワークは、住民の利便性向上や高齢者の安否確認など、こうした地域の命の絆を守るという大きな役割を担ってきた。</p> <p>こうした郵便局ネットワークの強みの発揮について明記されたことは、評価するものである。しかし、こうした郵便局ネットワークについては、不採算の事業であることから、民営化後は切り捨てられてきたところである。</p> <p>また、山間地域や島しょ地域においては、都市地域と異なり金融機関間の適正な競争は、存在しないことは言うまでもなく、民間金融機関は、経営効率化を目的に、こうした地域から撤退しているのが、現状である。</p> <p>こうした中で、日本郵政が経営の安定化のため、支店統合ということになれば、私たちの町村から地域金融機関を失うことに繋がる。</p> <p>利用者利便の向上という点からは、都市地域の支店統合を優先させるべきで、過疎地域からの撤退は、あってはならないことであると考えている。</p>	<p>要なポイントであると考えます。</p> <p>○郵政民営化法の改正により、郵政民営化は株式会社の形態によって「的確に郵政事業の経営を行わせるための改革」を目的とするものであることが明記されるとともに、郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが、日本郵政株式会社の責務として課せられることとなったものです。</p>

	ご意見の概要（公益社団法人経済同友会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>I. 基本認識</p> <p>郵政民営化の根幹は、当会が予てより主張してきているように、資金の官から民への還流による国民経済の活性化であると考える。</p> <p>郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）（以下、「所見案」）の内容は、ユニバーサルサービスの責務を果たしながら、日本郵政株式を売却し、東日本第大震災の復興財源としてできるだけ多くの売却収入を得るという目的のために作成されたものであると思料する。しかし、そこには、官業による民業圧迫を容認し、郵政民営化の意義を後退させかねない内容が含まれる。</p> <p>言うまでも無く、日本郵政グループの在り方は、我が国経済・社会の将来に大きな影響を及ぼす。貴委員会が郵政民営化の本来の目的を踏まえた上で判断されることを、切に望む。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
2	<p>II. 所見案についての意見</p> <p>(1). 「2. 郵政民営化と新規業務」について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融二社は、それぞれ独立して民間秩序と融合すべきである。</li> <li>・ バランスシートの縮小という方向性は維持すべきである。</li> <li>・ 株式上場に向けてまず必要なのは効率性の向上である。</li> </ul> <p>日本郵政及び日本郵便にユニバーサルサービス責務が課されたことを受けて、所見案は、郵政事業が一体としての的確に経営するための体制を整える必要があることを強調している。しかし、期限の規定は削除されたものの、金融二社の完全民営化（日</p>	<p>○郵政民営化については、全体として、国民の便益の改善、民間秩序との整合性の確保及び移行期間内における金融二社の株式完全処分を目指すこととされています。ただし、今般の改正により、従来、郵政事業のそれぞれの分野が独立して民間秩序との整合性を確保することが目指されていたのに対し、改正法の下、郵政事業については、郵便局を基盤に、一体としての的確に経営するための体制を整えながら民間金融機関としてふさわしいビジネスモデルへの革新を図ることが求められるに至りました。また、株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりはありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分する</p>

	ご意見の概要（公益社団法人経済同友会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>本郵政が全株式を売却することをいう）の方向には変更が無いのであるから、郵便貯金銀行（以下、「郵貯」）及び郵便保険会社（以下、「簡保」）は、独立して民間秩序との整合性を確保することを引き続き目指すべきである。その際、郵貯・簡保が日本郵便に支払う業務委託手数料は合理的な独立企業間価格でなければならない。</p>	<p>ことが義務付けられることとされました。これらの改正の趣旨を踏まえて、郵政民営化を着実に推進しなければならないと考えます。</p> <p>○業務委託手数料の水準については、一義的には経営コストやアームズ・レングス・ルール等を踏まえ当事者間の契約において設定されるものと考えます。また、その内容については、政府による検査監督等を通じて検証されるものと理解しています。</p>
3	<p>また、郵貯・簡保の巨大な資産規模、及び低い自己資本比率からは、金融資本市場の変動が経営状態に大きな変動が及ぼすことが想定され、それらの我が国経済に与える影響を考えると、リスクを縮小することは急務である。しかし、リスクの縮小のためにまず考えるべきは、業務範囲や運用対象の拡大ではなく、リスク管理の強化・資産規模の適正化である。その観点からは、「肥大化したバランスシートの縮小」という文言を削除したことに強い懸念を覚える。</p>	<p>○少子・高齢化社会において活力ある経済社会を実現するためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠です。法改正後の郵政民営化を推進する際にも、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならないと考えます。民営化後の金融二社は、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まると考えられます。</p> <p>○金融二社には、業務の健全・適切な運営を確保する観点から、自社の資産・負債特性に応じたリスク管理を行うことが求められます。その際、統合的なリスク管理の実施という課題にも一層積極的に取り組む必要があると考えます。</p>
4	<p>日本郵政株式の上場のためには収益力の向上が必要であることは言うまでもないが、そのためにまず必要なのは、日本郵政グループ各社の業務改善努力による事業運営の効率性の向上であり、安易に金融二社の新規業務への進出を認めるべきではない。</p>	<p>○上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要です。また、一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠と考えます。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
5	<p>(2) 「3. 新規業務に関する調査審議の方針」について ・ 日本郵政が金融二社株式の売却スケジュールを明確にする</p>	<p>○金融二社には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されていますが、これらは、郵政民営化の移行期間</p>

	ご意見の概要（公益社団法人経済同友会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>ことを、新規業務の調査審議の条件にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ イコールフットィングが確保されない中で日本郵政グループが企業価値の最大化を目指す事による民間企業への悪影響を懸念する。</li> </ul> <p>民間事業者とのイコールフットィングを確保するという観点からは、本来的には、金融二社に間接的な政府出資が残る間は、新規業務を行なうべきではない。</p>	<p>において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。</p>
6	<p>郵政民営化委員会が行う金融二社の新規業務に関する調査審議は、間接的な政府出資が相当の割合で残っている状態において行なわれるものである。所見案は、既に認可された業務と同様に、リスク対応・既存業務の見直し・他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については調査審議を開始することに支障はないとしている。しかし、既に認可された業務とは、金融二社株式の売却期限が法定されていた下で認可されたものであり、条件が異なる。既存業務の見直し等所見案に列挙された業務も含めて、日本郵政による金融二社株式の売却の完全民営化までのスケジュールが明確にされる事が、調査審議を開始する条件であることを明記すべきである。</p>	<p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>
7	<p>また、所見案が重視する日本郵政グループの企業価値の最大化は、民間企業との公正な競争条件が確保されてはじめて国民経済の活性化に寄与するものである。現在の飽和した金融市場の環境や、その巨大さ故に他に及ぼす影響を考慮し、地域金融機関や中小金融機関等を含めた消耗戦に陥る事は回避すべきである。</p>	<p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。個別業務の調査審議に当たっては、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。</p>

	ご意見の概要（公益社団法人経済同友会）	ご意見に対する当委員会の考え方
		○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。

	ご意見の概要（一般社団法人全国銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>I. 総論</p> <p>私どもはこれまで、郵政改革の本来の目的は、国際的に類を見ない規模に肥大化した金融事業を段階的に縮小し、将来的な国民負担の発生懸念を減ずるとともに、民間市場への資金還流を通じて、国民経済の健全な発展を促すことにあると主張してきた。</p> <p>特に、新規業務への参入については、その大前提として、「経営の抜本的な効率化」と「民間企業としての内部管理体制の整備」を徹底することが不可欠であり、そのうえで、個別業務ごとの新規参入の是非は、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公正な競争条件が確保され民業圧迫を生じさせないこと、</li> <li>② 規模の再拡大に繋がらないこと、</li> <li>③ 利用者保護等の面で問題が生じないこと</li> </ol> <p>等を総合的に検討し、判断する必要があると主張してきた。</p> <p>今般、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）により日本郵政および日本郵便に対する金融のユニバーサルサービスの義務付け等の改正が行われたほか、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（復興財源確保法）附則により日本郵政株式が復興財源化されることとなったが、今回の所見の見直しにおいても、これまでの私どもの主張は引き続き重要な観点と考えており、貴委員会の審議において十分に考慮されることをあらためて強く要望する。</p> <p>また、改正法では、従前と比べゆうちょ銀行の完全民営化に</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを旨とする方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式については、その処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>向けたプロセスが不透明なものとなっており、特に日本郵政がゆうちょ銀行を完全民営化する具体的な計画を公表するまでの間は、従前以上に民間金融機関との公正な競争条件の確保のための事前検証・評価を徹底する等、慎重な検討が必要である。</p>	
2	<p>Ⅱ. 各論 1. 新規業務参入に当たっての論点 上述のとおり、ゆうちょ銀行が民間企業として存立するためには、「経営の抜本的な効率化」と「民間企業としての内部管理体制の整備」を徹底していくことが必要不可欠であり、今回の見直しに際して改めて意見するまでもないとする。かかる前提のうえで、以下の3点を指摘したい。</p>	<p>○新規業務については、事前に満たすべき要件として、内部管理や顧客保護等の業務遂行能力を十分具備している必要があると考えます。</p>
3	<p>① 公正な競争条件が確保され、民業圧迫を生じさせないこと 所見案では、民営化後のゆうちょ銀行に「暗黙の政府保証」が残存するという認識は預金者等の誤解にもとづくものであり、こうした誤解の払拭に向けて、関係各方面が引き続き積極的に努力すべきとされているが、私どもは、ゆうちょ銀行に政府の間接的な出資が残る間は「暗黙の政府保証」に起因する資金調達面の優位性から民間金融機関との公正な競争条件が確保できず、ゆうちょ銀行による新規業務への参入は民業圧迫に繋がる懸念が大きいと考えている。この点について、「暗黙の政府保証」は、金融秩序が安定している平時には預金者等に認識されにくい一方、危機時には強く認識され預金者等の行動に大きな影響を及ぼす可能性があることに留意する必要がある。 したがって、「暗黙の政府保証」の払拭に向けた本質的な取組</p>	<p>○郵便貯金銀行が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。 ○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式については、その処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるも</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>みとしては、日本郵政がゆうちょ銀行を完全民営化する具体的な計画を早期に公表することが最も重要であり、この点、改正法の附帯決議においても、「日本郵政株式会社がその処分にむけた具体的な説明責任を果たすこと」が明確に求められているところでもある。また、所見案では、ゆうちょ銀行にとっての「予見可能性」の重要性が指摘されているが、競合する民間金融機関にとっての「予見可能性」を確保するという意味では、ゆうちょ銀行との将来的な競争条件の変化を予見するため株式処分に係る具体的な計画が早期に公表されることが極めて重要である。</p> <p>さらに、現在、グローバルにシステム上重要な金融機関に対しては、経営危機時の再建・破綻処理計画(RRP)の作成が義務付けられているが、ゆうちょ銀行がこうした取組みに自主的に対応し、万一の場合においても政府による救済の余地がないことを明確にしていくといった取組みを行うことも考えられる。</p>	<p>のと理解しています。</p> <p>○ゆうちょ銀行は経営危機時の再建・破綻処理計画(RRP)の作成が義務付けられていませんが、ご意見として承ります。</p>
4	<p>また、個別の新規業務への参入に際し、民間金融機関との公正な競争条件を確保するためには、参入業務（商品）ごとに市場環境や地域金融機関への影響といった個別の状況を十分に考慮する必要がある。特に、貸出業務については、「暗黙の政府保証」を背景とした資金調達面での優位性による民業圧迫の懸念が大きく、参入には反対である。</p> <p>一方、所見案では、公正な競争条件の確保に当たって、日本郵政のゆうちょ銀行に対する議決権比率等のほかに、株式市場における企業価値向上への期待の形成の必要性等を考慮すると</p>	<p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。その際、参入する市場の性格、外部環境の変化等についても必要に応じ考慮することが適当であると考えます。</p> <p>○郵便貯金銀行が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送り</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>されているが、企業価値向上への期待形成の必要性はゆうちょ銀行の競争条件に影響を及ぼすものではなく、改正法でも例示されているとおり、議決権比率等の客観的な指標を重視することが適当である。</p>	<p>させるということは適当ではないと考えております。 ○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
5	<p>② 規模の再拡大に繋がらないこと</p> <p>所見案では、ゆうちょ銀行のバランスシートの規模については民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新により自ずと決まるとされ、肥大化したバランスシートの規模縮小の考え方が撤廃されている。</p> <p>しかしながら、ゆうちょ銀行の巨大な規模は、過去に官業として規模を拡大してきた結果であり、民営化された現時点においても定額貯金による調達と国債による運用という偏重した構造から巨大な金利リスクを抱えている。さらに、巨大な規模であるがゆえに自らの行動が市場に大きな影響を及ぼすことから、民間金融機関として適切なリスクコントロールを行うことが困難である等の問題がある。したがって、ゆうちょ銀行が民間金融機関として持続的に経営の健全性を確保するためには、適正な規模への縮小が不可欠である。特に、預入限度額の引上げはこうした方向性に逆行するため、行うべきではない。</p> <p>また、規模を拡大することが必ずしも企業価値の向上につながるわけではないことは申すまでもない。むしろ、ゆうちょ銀行による安易な新規業務の拡大は、結果として同行の経営リスクを増大させ、ひいては国民負担につながる可能性もある。例えば、すでに激しい競争が行われている貸出業務へ参入する場</p>	<p>○少子・高齢化社会において活力ある経済社会を実現するためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠です。法改正後の郵政民営化を推進する際にも、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならないと考えます。民営化後の金融二社は、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まると考えられます。</p> <p>○郵便貯金銀行には、業務の健全・適切な運営を確保する観点から、自社の資産・負債特性に応じたリスク管理を行うことが求められます。その際、統合的なリスク管理の実施という課題にも一層積極的に取り組む必要があると考えます。</p> <p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、郵便貯金銀行の預入限度額について所見案に記述はありませんが、ご意見として承ります。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○その他につきましては、ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>合は、信用コストや事務コスト等に見合った貸出金利水準が確保できず、かえって財務基盤を損なう懸念も残る。なお、所見案では、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はないとされているが、同じ業務であっても、他金融機関との提携による取扱いと本体での取扱いとでは必要となる態勢等が大きく異なることも想定されるため、慎重な検討が必要である。</p> <p>また、民間金融機関が新たな業務に取り組む場合は、業務開始前の様々な検証は勿論のこと、業務開始後も定期的なモニタリングを行い、当初想定した販売計画の達成状況の確認や予期しなかったリスクへの対応等を行っている。ゆうちょ銀行については、新規業務を開始した後、政府関与が残る間は市場規律が十分に機能しない懸念があることから、新規業務のパフォーマンスについて広く国民への情報開示を行うとともに、郵政民営化委員会による定期的なフォローアップが必要と考える。</p>	
6	<p>③ 利用者保護の面で問題が生じないこと</p> <p>所見案では、利用者保護については金融行政に関する言及にとどまっているが、金融機関による自主的・自律的な取組みも極めて重要である。例えば、住宅ローン業務については、金利変動リスク等の重要事項説明を徹底した販売態勢の整備や人材の教育、各種金融商品との抱き合わせ販売の防止措置の構築等、個別業務ごとに適切な体制整備が求められることに留意すべきである。特に、新規業務への参入に当たっては、利用者保護等に係るコスト負担を十分勘案したうえで収支の検討を行う必要</p>	<p>○新規業務については、事前に満たすべき要件として、内部管理や顧客保護等の業務遂行能力を十分具備している必要があると考えます。また、新規業務参入にかかるコストについては、郵便貯金銀行において、十分な収支分析を行うものと理解しています。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	がある。	
7	<p>2. その他</p> <p>① 金融二社の経営の健全性を確保するための措置を徹底すること</p> <p>法改正前においては、日本郵政グループに金融のユニバーサルサービスは義務付けられておらず、金融二社の上場益を主たる財源とした地域貢献基金からのコスト補填を受けて実質的にサービスが確保される仕組みとされていた。すなわち、金融二社の経営は金融のユニバーサルサービス実施に伴うリスクから遮断されていたといえる。</p> <p>一方、改正法では日本郵政および日本郵便に対して金融のユニバーサルサービスが義務付けられた一方、地域貢献基金は廃止された。こうした中、仮に金融のユニバーサルサービスに係るコストが金融二社を含む日本郵政グループ全体の収益により賄われることとなれば、金融二社の経営に金融のユニバーサルサービス実施に伴うリスクが波及する懸念がある。したがって、日本郵便株式会社と金融二社との間の業務委託手数料の算出根拠の開示や郵政民営化委員会による妥当性の検証等を通じて、金融のユニバーサルサービスに係るコストが金融二社の経営の健全性に悪影響を与えないための措置を講じる必要があると考える。</p> <p>また、所見案では、ゆうちょ銀行の貯金残高の減少等により郵便事業のユニバーサルサービス責務の履行に支障が出る懸念があるとされる等、金融事業の収益を、郵便事業を含む郵政事</p>	<p>○業務委託手数料の水準については、一義的には経営コストやアームズ・レングス・ルール等を踏まえ当事者間の契約において設定されるものと考えます。また、その内容については、政府による検査監督等を通じて検証されるものと理解しています。</p> <p>○なお、金融二社はそれぞれ独立した企業として経営が行われており、また、郵便事業は郵便法により適正な原価を償う料金によって事業が行われることとされ、他の事業からの補てんを受けることのない経営が求められています。さらに、改正後の日本郵便株式会社法において、日本郵便株式会社に郵便の業務、貯金窓口業務及び保険窓口業務それぞれの業務区分ごとの収支の状況を公表させ、適切な損益管理の確保を図ることとしています。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>業全体に係るユニバーサルサービスのコストに充当することも想定に入れていると見受けられる。</p> <p>仮に郵便事業のユニバーサルサービスのコストが金融事業に転嫁されれば、場合によっては金融事業の健全性が担保されず、わが国の金融システムを不安定化させる懸念もある。したがって、事業間の内部補助の枠組みを排除するとともに、郵便事業の経営の影響が金融事業に波及しないよう、適切なリスク遮断措置を講じる必要がある。銀行法では、異事業のリスク混入阻止等の観点から他業禁止規制が課されていること等を踏まえ、例えば、ユニバーサルサービスに係るコストを事業セグメントごとに明確化したうえで損益状況を開示すること等により、日本郵政グループ内のリスク遮断措置を徹底する必要があると考える。</p>	
8	<p>② 株式上場の前提として金融二社の完全民営化に向けた具体的計画を早期に示す必要</p> <p>所見案では、日本郵政の株式が法律で復興債の償還財源に充てることと定められたことに伴い、その早期上場に向けた準備を進めるとされているほか、上場に当たっては金融二社を含めた日本郵政グループの成長可能性を示すことが不可欠とされている一方で、改正法では金融二社の完全民営化を目指すことが明記されてもいる。こうしたことを踏まえれば、日本郵政が投資家からの評価に耐えうる整合性のあるエクイティストーリーを描くためには、金融二社の株式売却のスケジュールやその方法等について具体的な計画を早期に示す必要があると考える。</p>	<p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
9	<p>③ 郵政民営化を取り巻く状況変化と全銀協の取組み</p> <p>所見案では、郵政民営化を取り巻く状況の変化として、ゆうちょ銀行の全銀システムへの接続（2009年1月）や特例会員としての全国銀行協会への加盟（2011年11月）が挙げられている。これらの取組みは、2009年に郵政株式売却凍結法が成立したこと等により、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式の売却は現時点まで全く行われていない中で、利用者利便の向上や、振り込め詐欺・マネーロンダリングの防止など利用者保護の向上を目的とする言わば公共的な性質のものとして、私どもとしても郵政民営化の推進に向けて可能な限りの協力を行ってきたところである。かかる点で、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式の売却が進み、完全なる民間金融機関となることを希望している。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（農林中央金庫）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>今回の「所見」は、金融二社の新規業務参入にあたっては、「規模の縮小」「公正な競争条件の確保」が大前提であるというこれまでの我々の主張を十分反映したものとなっておらず、「所見」に記載されている考え方のみをもって新規業務の調査審議が行われることに対し、強い懸念を抱かざるを得ない。</p> <p>郵政民営化法の改正等によって、金融のユニバーサルサービスが義務付けられたほか日本郵政の株式が復興財源化されることとなったが、一方で金融二社の株式処分について期限の定めがなくなり完全民営化に向けたスケジュールが不透明になったことから、一連の改革の出口とも言える完全民営化実現までの公正な競争条件の確保が従来にもまして重要になっている。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
2	<p>（公正な競争条件の確保）</p> <p>いわゆる「暗黙の政府保証」について、「所見」では「民営化の実施後も「暗黙の政府保証」が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくもの」であり、「政府保証に対する誤解は払拭されつつある」とされているが、民営化されたとはいえ、持ち株会社を通じて間接的な政府出資が続いている現在の金融二社については、利用者からみれば国営時代と何ら変わるところはなく、依然として「暗黙の政府保証」が残存しているといわざるを得ない。</p>	<p>○金融二社が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
3	<p>金融二社において民営化後に認可され、現在も取扱いが行われている新規業務については、改正前の民営化法に基づき、金融二社が期限を定めて完全民営化されることを前提に認可されたものであり、今回の法改正により、金融二社の株式処分につ</p>	<p>○新規業務の認可の枠組みについては、今回、法改正はなく、法律上の要件については、従来と変更はありません。新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、引き続き適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（農林中央金庫）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>いて、期限の定めがなくなったことを踏まえると、認可された背景が全く異なるものと認識される。にもかかわらず、「既存の業務の見直しであるもの」「他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの」等については、すでに認可され、新規参入済みである事実のみをもって「調査審議を開始することに支障はない」とすることには違和感を覚える。</p>	<p>○金融二社の個別の新規業務については、申請が行われた段階で、当委員会として、その時点での事実関係を踏まえて調査審議を行うこととなります。</p>
4	<p>郵便貯金銀行による貸出業務への新規参入については、過去において他金融機関との提携による新規参入の認可がなされ、相応の実績が確保されているものの、「他金融機関との提携」と「郵便貯金銀行本体による参入」は全く性質が異なるものであり、郵便貯金銀行による当該業務への新規参入が、民間金融機関に与える影響とその是非について、ゼロベースから慎重に議論されるべきである。</p> <p>特に、住宅ローン業務については、旧住宅金融公庫の撤退により、「官から民へ」シフトが進んできた経緯があり、住宅金融支援機構による民業補完という本来あるべき姿に近づきつつある中、間接的な政府出資が残る郵便貯金銀行が新たにこの業務に参入することで、「官から民へ」の動きに逆行することが懸念される。</p>	
5	<p>郵便貯金銀行の収益力強化のためには、国債運用に偏った収益構造を見直し、利ざやの厚い貸出業務への参入を図るという考えについては、そもそもオーバーバンキング状態にある国内貸出市場において、巨大なスケールメリットを有する郵便貯金銀行が新規参入することで、更なる過当競争が生じ、貸出金利</p>	<p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。個別業務の調査審議に当たっては、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利</p>

	ご意見の概要（農林中央金庫）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>の一層の低下を促す等の影響が懸念される。この場合、郵便貯金銀行としても収益力強化という当初の目標は果たせなくなるばかりか、限られたエリアの中で地域密着型営業により経営を維持してきた地域金融機関の経営を圧迫することとなり、地域金融機関や地域経済に大きな影響を及ぼすものと考えられることから、慎重に検討がなされるべきである。</p>	<p>利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。</p> <p>○当委員会としては、新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○金融二社においては、地域金融・経済への貢献に向けて、他の金融機関等との適正な競争関係を確保し、また、他の金融機関等との協業</p>
6	<p>郵便貯金銀行の新規業務開始にあたっては、郵政民営化法第二条の基本理念にあるとおり、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響への配慮」「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件の確保」が満たされることが大前提であり、郵政民営化委員会における個別の新規業務の調査審議にあたっては、こうした点を十分踏まえたうえで検討していただきたい。</p>	<p>についても利用者利便の向上につながるよう、具体的な取組みの検討を進めることが望まれます。金融二社の新規業務の調査審議に当たっては、地域金融の安定や地域金融・経済に与える影響について配慮が必要であるというご指摘があった点も含め、その旨、所見に記載することといたします。</p>
7	<p>（規模の縮小）</p> <p>「所見」では、金融二社のバランスシートの規模について、「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まる」とされているが、民間秩序への適合を目指すのであれば、間接的な政府出資による信用力を背景に、現状でもメガバンクを上回る貯金量を有する郵便貯金銀行については、当然ながら規模の縮小が指向されるべきであり、この観点から、従前の「所見」においては明記されていた「バランスシートの規模縮小」について、今回の「所見」において触れられていないことは遺憾である。</p> <p>改正法により、日本郵政グループには、郵便のみならず貯金・</p>	<p>○少子・高齢化社会において活力ある経済社会を実現するためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠です。法改正後の郵政民営化を推進する際にも、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならぬと考えます。民営化後の金融二社は、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まると考えられます。</p> <p>○民営化された郵政事業の運営においては、グループ全体として、経営コストの抜本的見直し等により、経営の効率化を進め、株式会社としての経済合理性と株主の信認を確保することが重要であると考えます。</p> <p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の</p>

	ご意見の概要（農林中央金庫）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスの提供が求められることとなったが、ユニバーサルサービス提供を理由に現状のコスト負担が容認されるものではなく、組織として経営効率化を図りながら、全国あまねくサービスを提供するべく経営努力を図ることが求められている。つまり、現状のコスト維持を前提にした必要収益から導き出されるバランスシートの規模ではなく、民業の補完に徹することを前提とした規模を目指すべきであり、バランスシートが肥大化することはないことを「所見」において明記するべきである。</p> <p>新規業務の中でも「預入限度額の引上げ・撤廃」については、バランスシートの規模に直結するものであることから、特に慎重に検討されるべきである。改正法の国会審議や衆参両院による附帯決議の内容を尊重し、「他の金融機関等の経営を不当に圧迫する事態が生じないかどうか検証すること」が求められる。</p>	<p>競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、郵便貯金銀行の預入限度額について所見案に記述はありませんが、ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人第二地方銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>（総論）</p> <p>○当業界では、これまでも、国民経済的観点から、真に望ましい郵政民営化が図られるためには、①規模の縮小、②公平な競争条件の確保、③内部管理態勢の整備が必要である旨を主張してきたが、今回の所見案では、当業界の主張が十分反映されていない。</p> <p>○郵便貯金銀行に政府の間接出資が残る間においては、官業と見做さざるを得ず、公平な競争条件は確保されないことから、民間が担うべき業務分野への拡大・肥大化は認められるべきではない。仮に、公平な競争条件が確保されないまま新規業務が認められた場合には、民間金融機関の業務を圧迫し、ひいては地域経済、地域金融に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○金融二社においては、地域金融・経済への貢献に向けて、他の金融機関等との適正な競争関係を確保し、また、他の金融機関等との協業についても利用者利便の向上につながるよう、具体的な取組みの検討を進めることが望まれます。金融二社の新規業務の調査審議に当たっては、地域金融の安定や地域金融・経済に与える影響について配慮が必要であるというご指摘があった点も含め、その旨、所見に記載することといたします。</p>
2	<p>（各論）</p> <p>1. 郵政民営化と新規業務</p> <p>（1）民営化の意義と金融二社のビジネスモデル</p> <p>所見案では、肥大化したバランスシートの規模縮小については指摘せず、「自ずから決まる」としているのみである。郵便貯金銀行の民間金融システムへの円滑な統合、内包する金利リスクの低減という観点からは、バランスシートの規模縮小を図ることが必要であり、そのためには、計画的かつ実効性ある措置（預入限度額の引下げ等）を講じる必要がある。</p>	<p>○少子・高齢化社会において活力ある経済社会を実現するためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠です。法改正後の郵政民営化を推進する際にも、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならないと考えます。民営化後の金融二社は、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まると考えられます。</p> <p>○郵便貯金銀行には、業務の健全・適切な運営を確保する観点から、自社の資産・負債特性に応じたリスク管理を行うことが求められます。その際、統合的なリスク管理の実施という課題にも一層積極的に取り</p>

	ご意見の概要（一般社団法人第二地方銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
		<p>組む必要があると考えます。</p> <p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、郵便貯金銀行の預入限度額について所見案に記述はありませんが、ご意見として承ります。</p>
3	<p>(2) 経営の現状</p> <p>所見案では、郵便貯金銀行の貯金残高について、「減少が止まりつつあるものの、大幅な資金流出が続いている」としているが、郵便貯金銀行の貯金残高（6月末現在：約176兆円）は、当協会会員行42行の預金合計（約59兆円）の約3倍の規模を有している。新規業務の調査審議を行う場合には、こうした巨大な郵便貯金銀行が民間の業務分野に参入することになる点を十分に検証すべきである。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
4	<p>(3) 政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置</p> <p>所見案では、『「暗黙の政府保証」が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくもの』とされているが、そもそも、郵便貯金銀行に政府の間接出資が残る間は、官業と見做さざるを得ず、公平な競争条件は確保されない。特に、金融危機の局面においては、こうした「暗黙の政府保証」が、預金者等の行動に影響を及ぼす恐れがある。</p>	<p>○郵便貯金銀行が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p>
5	<p>(4) 内部監査・コンプライアンス態勢等の整備</p> <p>所見案では、「民間金融機関と同等の態勢を備えるべきことは</p>	<p>○新規業務については、事前に満たすべき要件として、内部管理や顧客保護等の業務遂行能力を十分具備している必要があると考えます。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人第二地方銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>当然」とされているが、仮に、内部管理態勢が不十分なまま新規業務に参入すれば、顧客保護に反することはもとより、金融システムに無用の混乱を招きかねない。したがって、新規業務について認可申請が行われた場合には、郵便貯金銀行の内部管理態勢について、政府及び郵政民営化委員会が十分かつ慎重に検証するとともに、その検証結果を公表し、説明すべきである。</p>	<p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
6	<p>2. 新規業務に関する調査審議の方針</p> <p>○ 郵便貯金銀行に政府の間接出資が残る間においては、官業と見做さざるを得ず、公平な競争条件は確保されないことから、民間が担うべき業務分野への拡大・肥大化は認められるべきではない。仮に、公平な競争条件が確保されないまま新規業務が認められた場合には、民間金融機関の業務を圧迫し、ひいては地域経済、地域金融に甚大な影響を及ぼすことが懸念される。</p>	<p>○金融二社には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されているが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。</p> <p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。個別業務の調査審議に当たっては、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。</p>
7	<p>○ 郵便貯金銀行に政府の間接出資が残り、公平な競争条件が確保されていない以上、新規業務については、政府及び郵政民営化委員会が事前に、厳正かつ慎重な審査を行うべきである。所見案では、個別業務の調査審議について、「地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求める」とされているが、特に事前の検証を徹底し、利用者や地域金融に無用の混乱を招くこ</p>	<p>○新規業務の調査審議にあたっては、適正な競争関係の確保の観点から、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。その際、現在の金融行政の手法が事後チェック型となっていることに鑑みると、事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図ることが適当と考えています。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人第二地方銀行協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	とのないよう対応すべきである。	
8	<p>○ 所見案では、「他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はない」とされている。しかしながら、郵政民営化法の基本理念（注）を踏まえれば、新規業務については、公平な競争条件の確保、内部管理態勢の整備等の観点から慎重に調査審議すべきである。</p> <p>（注）郵政民営化法第2条（基本理念）では、「郵政民営化は、（中略）同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする」と規定されている。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（在日米国大使館）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>米国政府は、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」に対する意見書をここに謹んで提出します。米国政府は、郵政民営化委員会が郵政民営化の過程を監視する中で、特に日本郵政グループ企業の業務拡大の評価を行う際に果たす役割を極めて重要視しています。そこで、「予見可能性を与え透明性を高めること」を目的に、同委員会が郵政金融二社（ゆうちょ銀行及びかんぽ生命）の新規または変更された商品の認可申請を考慮検討する際に運用する指針案を公表し、全ての利害関係者の意見を募集することを評価します。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
2	<p>郵政民営化及び郵政改革に関し、米国政府は、郵政民営化法の第2条及び第8条に規定された、日本郵政グループ企業と民間競合事業者との間の対等な競争条件を確保するという重要な理念を一貫して歓迎してきました。加えて、我々は、郵政民営化委員会による日本郵政グループ企業の商品認可申請の事前調査および評価との関連で、2012年に参議院において成立した「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」に対する附帯決議もこの理念を強調している点に留意しています。米国政府は、銀行・保険・エクスプレス便各事業分野において、この理念を全面的に固守する形で日本郵政グループ企業の改革と民営化の作業を進めるよう、日本政府に対し引き続き要望します。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
3	<p>従って、米国政府としては、日本郵政グループ企業と民間競合事業者との間の対等な競争条件が確立されるまで、郵政金融二社の業務範囲の拡大を認めることのないよう、日本政府に対し引き続き要望します。まず最初に対等な競争条件を確立する</p>	<p>○郵政民営化法の全体において、対等な競争条件を確保するための措置を講じており、その具体的な仕組みとして、上乘せ規制等の措置が設けられています。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の</p>

	ご意見の概要（在日米国大使館）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>という事は、「所見」に示されている主要目的のうち、「利用者利便の向上」及び日本郵政グループと民間競争事業者間の「適正な競争関係の確保」という2点において寄与することとなります。換言すれば、日本郵政グループ企業が享受している競争上の優遇措置の排除を第一前提とすることなくして新規または変更された金融サービス商品の発売を認めることは、日本郵政グループ企業にとってさらに有利な競争環境が生まれることになり、ひいては競合商品を販売する民間事業者に直接的な損害を及ぼす結果となります。そのため、郵政民営化委員会で市場の競争条件の事前審査と事後見直しの両方を義務付けることがより一層重要となります。同様に、競争上の優遇措置が後述する領域などで排除されているか否かの考慮検討も含め、郵政民営化委員会がこうした事前審査を行う際、「対等な競争条件の確立」を認可の前提条件とすることが極めて重要となります。</p>	<p>競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しななければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
4	<p>郵政金融二社が引き続き競争上の優遇措置を享受している主要分野のひとつに、金融サービス商品を販売する郵便局網へのアクセスが挙げられます。全国に2万カ所以上あるどの郵便局でもかんぽ生命の商品を販売することが可能ですが、民間の保険会社が自社商品を取り扱ってもらえる郵便局は最大でも1,000カ所程度に限られています。民間金融機関が全国の郵便局網を同等に活用できる環境を担保することは、民間金融サービス会社とその販売代理店となる日本郵便株式会社（郵便事業会社と郵便局会社を統合して近く設立される新会社）の双方にとって利益となります。さらに、これは、郵政民営化委員会が</p>	<p>○郵政民営化法では、日本郵便株式会社が郵便保険会社以外の民間保険会社と代理店契約等を締結することについて、法律上何ら制約を設けていません。日本郵便株式会社においては、郵便局ネットワークへのアクセスを開放する義務はありませんが、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう配慮しつつ、販売する金融商品の選択を含め、透明性を高め、私的自治の原則の下で経済合理性に基づく経営判断によって郵便局を運営し、健全経営を確立することが必要と考えます。この旨、所見に記載することといたします。</p>

	ご意見の概要（在日米国大使館）	ご意見に対する当委員会の考え方
	示した指針のひとつでもある「地域住民の利便の増進に資するため、郵便局ネットワークの強みを発揮した取組みを行う」ことにもなります。	
5	米国政府が、対等な競争条件の観点から従来より懸念を抱いているもうひとつの重要な分野として、規制上の取り扱いと施行があげられます。米国政府は、日本政府が郵政金融二社に対して他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督を実施することの必要性と、日本郵政グループ企業の内部管理態勢をどのように向上させるか一層の考慮をする必要性に関して、郵政民営化委員会が「所見」で示した認識を高く評価します。	○ご意見として承ります。
6	しかし、加えて、郵政金融二社は、保険業法及び銀行法上、数々の免除を享受しており、その為に民間事業者が競争面で不利な立場におかれています。一例をあげれば、かんぽ生命とゆうちょ銀行を含む日本郵政グループ企業の一体的な株式保有と経営があります。こうしたことにより、日本郵政グループ各社は、保険・銀行・非金融業務部門の一体的な株式保有や経営が認められていない民間企業が取り得ない手法をもって、戦略的な経営目標を達成するためのグループ内連携が可能になっています。日本郵政グループ各社を、規制と施行の両方の観点から高水準の規範順守義務のある民間企業と同列扱いにすることは、消費者利便性の増進と消費者保護の推進に極めて重要な意味を持つところでもあります。	○郵政民営化法の全体において、対等な競争条件を確保するための措置を講じており、その具体的な仕組みとして、上乗せ規制等の措置が設けられています。 ○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。 ○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。
7	最後に、総論として、米国政府は、日本の WTO 上の義務との整合性から、上記領域における競争上の優遇措置並びに日本郵	○郵政民営化法においては、対等な競争条件を確保するための措置が講じられており、今後も WTO 協定を始めとする国際約束との整合性を

	ご意見の概要（在日米国大使館）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>政グループ企業への「暗黙の政府保証」及び 2007 年の民営化施行以前の簡易生命保険契約からの内部相互補助といった領域における競争上の優遇措置など、競争面で日本郵政グループ企業が享受している各種優遇措置の完全排除を引き続き要望します。</p>	<p>確保することとしています。</p>
8	<p>米国政府は、郵政民営化委員会に対し、本意見書を十分に考慮するよう要望すると共に、「所見」をめぐる今後の議論とその改定の際に本意見書の内容が盛り込まれるようここに敬意をもって要望します。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国信用金庫協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>（基本認識）</p> <p>これまで信用金庫業界では、郵政民営化に対して、「①肥大化した規模の縮小を図り、②公正な競争条件を確保するとともに、③地域経済の再生・活性化とそのため地域金融の安定維持に十分配慮して進めることが、郵政改革の本旨に照らして重要である」と一貫して主張してきた。</p> <p>そうした中で、今般、郵政民営化法等が一部改正されたことによって、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた道筋が不透明となり、将来にわたって政府の強い関与が残る懸念が生じている。業界としては、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた道筋が示され、その実行が担保されない限り、ゆうちょ銀行は「官業」として民業の補完に徹すべきと考える。</p> <p>これまで新規業務の取扱いは、ゆうちょ銀行の完全民営化の道筋が明確であることを前提に順次認められてきたが、同法改正後、日本郵政株式会社から完全民営化の方針が何ら示されていないにもかかわらず、貴委員会の所見案では日本郵政グループの企業価値の向上ばかりを重視している。</p> <p>業界としては、貴委員会の所見案では、政府の強い関与を残すなど、公正な競争条件が確保されないまま、新規業務の取扱いが安易に認められ、地域の金融システムに重大な影響を及ぼすおそれが強い内容となっていることに大変憂慮している。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>
2	<p>（規模の縮小）</p> <p>所見案では、ゆうちょ銀行のバランスシートの規模について、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図る結果、自ず</p>	<p>○少子・高齢化社会において活力ある経済社会を実現するためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠です。法改正後の郵政民営化を推進する際にも、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するもので</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国信用金庫協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>から決まるものとしている。</p> <p>しかしながら、現在のゆうちょ銀行の規模は、官業ゆえの特典に支えられ、市場の埒外で肥大化したものである。こうした巨大なゆうちょ銀行が、民間市場に円滑な統合を図るためには、市場の混乱を可能な限り回避し、我が国金融システムに大きな影響を与えることがないよう、適正規模まで縮小することが不可欠である。</p> <p>そのためには貴委員会が、金融システムへの影響を十分に見極めたうえで、あるべき姿と具体的方策を提示し、規模の縮小に向けた継続的な監視を続けるべきである。</p>	<p>なければならぬと考えます。民営化後の金融二社は、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まると考えられます。</p>
3	<p>（適正な競争条件の確保）</p> <p>所見案では、他の金融機関等との間の競争関係に影響を与える事情を考慮する、との観点から「株式処分の方針の明確化」への期待が盛り込まれている。</p> <p>しかしながら、新規業務の取扱いを調査審議する以上、新たな所見では、ゆうちょ銀行の完全民営化を前提とした株式処分の方針を明確にするだけでは不十分であり、その実行に向けた移行スケジュールとそれを担保するための措置を求めることが必須の要件と考える。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならぬとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを旨とする方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国信用金庫協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
		<p>明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>
4	<p>（業務の特性に応じた調査審議の準則）</p> <p>所見案では、業務の特性に応じた調査審議の考え方として、①定型的業務であるか否か、②市場価格が存在する業務であるか否か、などを準則として掲げている。これらの準則は、平成18年の所見を概ね踏襲しているが、同所見は、完全民営化までの期限が明確であった改正前の郵政民営化法を前提としたものである。</p> <p>郵政民営化法等の一部改正により、完全民営化の期限は極めて不透明となり、かつ、適正な規模への縮小に向けた明確な道筋が何ら示されていない段階で、調査審議の準則を示すことは、結果的に政府の関与が残る巨大なゆうちょ銀行に新規業務への進出を促すこととなり、安易に認めるわけにはいかない。</p> <p>特に、定型的業務は、規模のメリットが大きく作用する業務であり、また、市場価格については、全国に店舗網を有する郵便局が地域のプライスリーダーになる可能性が高く、ゆうちょ銀行が民業を圧迫することとなる。</p>	<p>○金融二社には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されていますが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。金融二社の新規業務の認可等については、申請が行われた段階等で、当委員会が意見を述べることとなっていますが、金融二社の準備期間や関係業界の金融革新に向けての経営環境見通しの確定の必要性等を考えれば、事前に当委員会の方針を示すことによって、予見可能性を与え透明性を高めることが必要であると考えます。</p> <p>○新規業務の認可の枠組みについては、今回、法改正はなく、法律上の要件については、従来と変更はありません。新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、引き続き適切に検討してまいります。</p>
5	<p>（地域金融の安定：中小企業向け貸出）</p> <p>これまで民間金融機関が主張してきた「地域金融の安定への配慮」に関して、所見案では全く記載がない。郵政民営化法第2条では「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮」することが明記されていることから、地域金融に与える影響について配慮することを所見に盛り込むべきである。</p>	<p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。個別業務の調査審議に当たっては、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国信用金庫協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>特に、地域の中小企業に対する貸出は、当該中小企業との長期・安定的な信頼関係が不可欠であるが、そうしたノウハウのないゆうちょ銀行が、財務状況等の定量的な情報のみで定型的な貸出業務に参入すれば、長年にわたり築き上げてきた地域密着型金融の仕組みが崩壊し、中小企業への安定的な資金供給が阻害され、地域金融・経済に深刻なダメージを与える可能性が高い。</p>	<p>要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○金融二社においては、地域金融・経済への貢献に向けて、他の金融機関等との適正な競争関係を確保し、また、他の金融機関等との協業についても利用者利便の向上につながるよう、具体的な取組みの検討を進めることが望まれます。金融二社の新規業務の調査審議に当たっては、地域金融の安定や地域金融・経済に与える影響について配慮が必要であるというご指摘があった点も含め、その旨、所見に記載することといたします。</p>
6	<p>（地域金融の安定：住宅ローン等）</p> <p>地域の住宅ローン市場は、人口の減少に伴う住宅需要の低迷と相まって、過当競争により調達コストに見合った金利を確保することが困難であり、現在でも適正な金利水準が形成されているとは言い難い状況にある。</p> <p>また、信用金庫業界では、これまで幅広い顧客層に対して住宅ローンを提供してきており、意識的、積極的に取組んでこなかった顧客層等は存在しない。</p> <p>このような状況の下、ゆうちょ銀行が地域の住宅ローン市場に参入すれば、更なる競争の激化は避けられず、巨大な資金量を背景に低金利攻勢で民間の融資シェアを奪うことは必至であり、ひいては地域の住宅需給関係に悪影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>なお、住宅ローンは、与信時から一定期間経過後にデフォル</p>	<p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。個別業務の調査審議に当たっては、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○金融二社においては、地域金融・経済への貢献に向けて、他の金融機関等との適正な競争関係を確保し、また、他の金融機関等との協業についても利用者利便の向上につながるよう、具体的な取組みの検討を進めることが望まれます。金融二社の新規業務の調査審議に当たっては、地域金融の安定や地域金融・経済に与える影響について配慮が</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国信用金庫協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>トリスクが極大化することや、中途解約により予定していた将来のキャッシュフローに差異が生じるなどの特有のリスクを抱えているため、十分な内部管理態勢の構築が必要であり、住宅ローン分野への進出がゆうちょ銀行の収益に貢献することになるとは到底思えない。</p> <p>貴委員会においては、ゆうちょ銀行にこうした地域の小零細企業や個人のリテール分野に対する貸出業務の取扱いを認めることが、地域金融・地域経済に混乱をもたらし、ひいては国民負担が生じる可能性が高いことを是非ともご認識いただき、地域金融への影響に配慮すべきことを所見において明確に示していただきたい。</p>	<p>必要であるというご指摘があった点も含め、その旨、所見に記載することといたします。</p>
7	<p>所見に対する信用金庫業界の意見は以上のとおりであるが、貴委員会におかれては、改正後の郵政民営化法（第2条）でも「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置」を講じることを基本理念とされていることを踏まえ、民業圧迫と過当競争による地域金融への影響等に十分配慮し、日本郵政グループの企業価値の向上に偏重することなく、公正・適切な対応を図ることを強く要請する。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（欧州ビジネス協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>欧州ビジネス協会としましては、このたび意見を述べる機会を貴委員会から頂戴したことに関し、感謝申し上げます。</p> <p>当協会は、金融二社を含む日本郵政グループと民間金融機関との間において同等の競争条件が確立されるまでは、いかなる新規業務や既存業務の見直しも認められるべきではないとの立場を従前よりとっております。</p> <p>今般の所見においては「既に認可された業務と同様に、金融二社が直面するリスクに対応するもの、既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はない。」と言及されています。</p> <p>ついては、民間金融機関との対等な競争条件確保の必要性の観点（郵政民営化法第二章）から、下記の質問をさせていただきます。</p> <p>「金融二社が直面するリスクに対応するもの、既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの」とはどのような内容のものであるか具体的に示していただけますか。「提携による業務の取扱実績」とは金融二社と民間保険会社との既存の事業提携関係を指していますか。もしそうであれば、そのような提携関係の構築・発展について貴委員会として具体的にどのような支援を考えておられますか。</p>	<p>○郵政民営化法の全体において、対等な競争条件を確保するための措置を講じており、その具体的な仕組みとして、上乘せ規制等の措置が設けられています。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○なお、所見案は新規業務の調査審議に関する当委員会の一般的な方針を示したものです。</p> <p>○金融二社の個別の新規業務については、申請が行われた段階で、当委員会として、その時点での事実関係を踏まえて調査審議を行うこととなります。</p>
2	<p>郵便局ネットワークに根ざした質の高いユニバーサルサービスの実現は、民間金融機関による貢献も寄与すると考えております。民間金融機関の貢献は、日本の一般消費者の利便に資す</p>	<p>○郵政民営化法では、日本郵便株式会社が郵便保険会社以外の民間保険会社と代理店契約等を締結することについて、法律上何ら制約を設けていません。日本郵便株式会社においては、郵便局ネットワークへ</p>

	ご意見の概要（欧州ビジネス協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>るのみならず、長期的な視野に立てば日本郵政グループの財務内容を改善することにもつながると考えます。</p> <p>しかしながら、民間保険会社の郵便局ネットワークに対するアクセスが、かんぽ生命と全く同じ条件で認められない（アクセス可能な郵便局の制限など）場合や、加えて、今後かんぽ生命において競争力の高い保険商品が認められた場合には、日本政府として国際取引上の義務違反を犯すことに繋がりがかねないことを懸念いたします。</p> <p>貴委員会として、民間保険会社がかんぽ生命と全く同等の条件で郵便局ネットワークに対しアクセス可能であることをどのように確保していくとお考えでしょうか。</p>	<p>のアクセスを開放する義務はありませんが、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう配慮しつつ、販売する金融商品の選択を含め、透明性を高め、私的自治の原則の下で経済合理性に基づく経営判断によって郵便局を運営し、健全経営を確立することが必要と考えます。この旨、所見に記載することといたします。</p> <p>○郵政民営化法においては、対等な競争条件を確保するための措置が講じられており、今後も WTO 協定を始めとする国際約束との整合性を確保することとしています。</p>
3	<p>金融二社については、民間金融機関と同等レベルの内部監査・コンプライアンス態勢の整備を行うことが重要である旨について言及されています。さらに付け加えるべき議論として、当協会は、かんぽ生命の新規業務や既存業務の見直しが認められる前提として、かんぽ生命が民間金融機関と全く同等の規制環境に置かれるべきであると考えております。この点については、かんぽ生命の株式の過半数処分された場合、さらにその必要性が増すものと考えます。かんぽ生命が民間金融機関と同じ規制環境に置かれないという状態についても、日本政府が国際取引上の義務違反を犯すことに繋がりがかねないものと懸念いたします。</p> <p>かんぽ生命と民間金融機関の間で対等の競争条件の確保がなされるまでは、新規業務または既存業務の見直しは行われ</p>	<p>○郵政民営化法の全体において、対等な競争条件を確保するための措置を講じており、その具体的な仕組みとして、上乘せ規制等の措置が設けられています。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しななければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○郵政民営化法においては、対等な競争条件を確保するための措置が講じられており、今後も WTO 協定を始めとする国際約束との整合性を確保することとしています。</p>

	ご意見の概要（欧州ビジネス協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>こと、およびかんぽ生命が民間保険会社と全く同じ規制環境におかれることに関し、貴委員会として具体的な何らかの保証を考慮しておられますでしょうか。</p>	
4	<p>完全民営化がなされない場合、一般消費者ばかりでなく（会社の格付けに際して考慮にいれる）金融関係アナリストの視点からも、かんぽ生命は「暗黙の政府保証」の恩恵を受けるとの見方がなされ、民間保険会社が競争上不利な立場に置かれることになると思います。</p> <p>貴委員会として、そのような見方がどのように払拭されるのとお考えなのか具体例をお示しいただけますか。</p>	<p>○郵便保険会社が提供する商品に政府保証は存在しません。金融二社は、民営化後、政府保証が存在しないことを周知するとともに、政府においても、郵政民営化担当大臣による談話の発表や政府広報に努めてきたことから、政府保証に対する誤解は払拭されつつありますが、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p>

	ご意見の概要（在日米国商工会議所）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>生命保険協会の主張や国際法上の約束に鑑みると、対等な競争条件が確保される前に日本郵政の業務拡大は認められるべきではなく、消費者保護の観点からも本所見（案）は大幅に見直されるべきである。今回、所見（案）における問題点の全ては述べないが、以下はその例示である。</p>	<p>○郵政民営化法の全体において、対等な競争条件を確保するための措置を講じており、その具体的な仕組みとして、上乗せ規制等の措置が設けられています。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しななければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
2	<p>1. 所見（案）において、最近の法改正、特に「郵政民営化法等の一部を改正する等の法律」が4月に成立したことを理由に新商品に対する制限が緩和される必要があると暗に示されているが、これは間違いである。この法律により、日本郵政や金融二社の民営化の動きが鈍化し、民営化への移行期間が無制限に延長され、金融二社に対して銀行や保険のユニバーサルサービスの義務を課すことで金融二社の公共性が強化された。この環境変化は、日本の巨大な国有企業が市場を歪め、消費者利益を害することがないように政府が設けた金融二社に対する業務制限の緩和に向けて厳格に取り組むよう求めている。</p>	<p>○新規業務の認可の枠組みについては、今回、法改正はなく、法律上の要件については、従来と変更はありません。新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、引き続き適切に検討してまいります。</p>
3	<p>2. ACCJは、日本政府に対して、かんぽ生命とゆうちょ銀行の新商品拡大を検討する前に、民間金融機関との間の全ての競争条件が対等であると判断するよう要請する。かんぽ生命やゆうちょ銀行に対する優遇の具体的例として、金融二社が保険業法や</p>	<p>○郵政民営化法の全体において、対等な競争条件を確保するための措置を講じており、その具体的な仕組みとして、上乗せ規制等の措置が設けられています。</p> <p>○また、金融二社には、他の民間金融機関と同等の銀行法・保険業法</p>

	ご意見の概要（在日米国商工会議所）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>銀行法から適用除外されることによる恩恵（民間企業に適用されない方法による事業活動が許可されている）、異なる監督体制、国有企業としての暗黙の政府保証、郵便局に対する優先的なアクセス等が挙げられる。</p>	<p>の規制に加え、郵政民営化法による業務制限等が課されていますが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。</p> <p>○金融二社が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p> <p>○郵政民営化法では、日本郵便株式会社が郵便保険会社以外の民間保険会社と代理店契約等を締結することについて、法律上何ら制約を設けていません。日本郵便株式会社においては、郵便局ネットワークへのアクセスを開放する義務はありませんが、同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することのないよう配慮しつつ、販売する金融商品の選択を含め、透明性を高め、私的自治の原則の下で経済合理性に基づく経営判断によって郵便局を運営し、健全経営を確立することが必要と考えます。この旨、所見に記載することといたします。</p>
4	<p>例えば、所見（案）では、金融二社に対して、「他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督を実施することが必要」とされているが、このためには監督の一本化がなされるべきであり、日本郵政グループに同種の事業を営む民間企業と同一の法規制を同一の監督官庁の下で課すことにより、消費者保護を確保すべきである。</p>	<p>○金融二社には、他の民間金融機関と同等の銀行法・保険業法の規制に加え、郵政民営化法による業務制限等が課されていますが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。</p> <p>○「他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督」については、郵政民営化後、金融庁が金融二社に対し、民間金融機関と同等の目線で検査監督を行っているものと承知しています。</p>

	ご意見の概要（在日米国商工会議所）	ご意見に対する当委員会の考え方
5	<p>さらに、所見（案）において、日本政府と金融二社は、かんぽ生命とゆうちょ銀行に対する政府保証が存在しないことの周知を積極的に努力すべきであると記されている。この周知は有用であるが、民営化の期限が設定されないまま政府に保有される金融二社の商品に対する暗黙の政府保証を取り除くことはできない。</p>	<p>○金融二社が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>
6	<p>3. 「ユニバーサルサービス責務の履行」に支障が出る懸念を理由として、かんぽ生命による新規業務が正当化されるべきではない。そもそも民間で行える保険サービスにまで政府が介入し、ユニバーサルサービス義務を課す必要はない。仮に保険サービスに対して政府がユニバーサルサービスを確保する場合においても、サービスの提供者がかんぽ生命である必然性はなく、民間保険会社でも提供できる。</p>	<p>○ユニバーサルサービスについては、郵政民営化法の改正により、郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが、日本郵政株式会社の責務として課せられることとなりました。また、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。ユニバーサルサービスの確保については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に実施されることが必要であると考えま</p>

	ご意見の概要（在日米国商工会議所）	ご意見に対する当委員会の考え方
		す。
7	<p>4. 「上場に向けて市場の評価を高めること」を理由として、日本郵政グループによる新規業務が正当化されるべきではない。つまり、金融二社が将来上場する際の市場の評価を高めるためだけに、民間企業から国営企業へ収益を移転するようなものである。郵政民営化委員会が指摘するガバナンス（内部統制やコーポレートガバナンス）の組織体制が適切に機能していない状態等を改善することを通じて、市場の評価を高めていくべきである。</p>	<p>○上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要です。また、一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠と考えられます。</p> <p>○金融二社の株式は、その親会社である日本郵政の株式と同様、歴史的に蓄積されてきた国民共有の財産としての性格を有し、金融二社の株式に対する市場の評価は、それが資産の大宗を占める日本郵政の株式価値、評価へも多大な影響を及ぼす点に留意することが必要です。</p>
8	<p>5. 所見（案）では、かんぽ生命やゆうちょ銀行の資産の縮小は問題であるとしているが、この傾向は、公共インフラに対する政府投資の資金を集めるために長年利用されてきた金融二社が変化したことによる当然の結果である。これら2つの金融機関の巨大な規模を考えると、バランスシートの規模を適正化することは、日本経済全体の資本を効率的に配分させ、日本の銀行や保険市場を円滑に機能させるために不可欠である。</p>	<p>○少子・高齢化社会において活力ある経済社会を実現するためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠です。法改正後の郵政民営化を推進する際にも、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならないと考えます。民営化後の金融二社は、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まると考えられます。</p>
9	<p>6. 所見（案）において、金融二社の業務規制は「事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべき」とされている。また、かんぽ生命とゆうちょ銀行は官業であったことから、事前の競争制限が課されていると指摘されている。そのため、かんぽ生命とゆうちょ銀行が政府により保有かつ運営される企業として競争上の優位性を享受する限りは、事前の競争制限は維持されるのが当然である。さらに、郵政民</p>	<p>○現在の金融行政の手法が事後チェック型となっている中で、金融二社の業務規制では、官業として拡大してきた経緯から、通常の行政手法に留まらず、事前の要件審査と事後の条件付けが必要となるものです。その運用に当たっては、事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべきであると考えます。</p> <p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点か</p>

	ご意見の概要（在日米国商工会議所）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>営化法 138 条では、内閣総理大臣および総務大臣が新商品を認可する前に、新商品による「他の生命保険会社との適正な競争関係」への影響を考慮することが義務付けられている。これは明らかに事前の競争制限である。所見（案）では、この法的義務についてほとんど言及していないが、ACCJ は、郵政民営化委員会が事前の競争制限についてどのように評価するつもりなのか確認したいと考えている。</p>	<p>ら検討すべきであると考えます。その際、参入する市場の性格、外部環境の変化等についても必要に応じ考慮することが適当であると考えます。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
10	<p>7. 所見（案）は消費者利益について言及しているが、既に競争の激しい市場において販売されている商品を提供することがどのように消費者利益を高めるのか説明していない。郵政民営化委員会はかんぽ生命とゆうちょ銀行と民間企業との間の全ての競争条件が対等であると判断した場合に限り、かんぽ生命やゆうちょ銀行の新商品や商品改定について検討すべきである。また、郵政民営化委員会は、金融二社に対して、新商品が現在の市場で提供されていないことや日本人の大部分がその商品を購入できないということを説明するよう要請することもできる。</p>	<p>○郵政民営化の目的の一つは競争の促進による経済の活性化であり、新規業務を考える際の重要な視点は、金融機関全体のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上です。</p> <p>○郵政民営化法の全体において、対等な競争条件を確保するための措置を講じており、その具体的な仕組みとして、上乘せ規制等の措置が設けられています。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
11	<p>8. 所見（案）では、「金融二社が直面するリスクに対応するもの、既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はないものと考えられる」とされている。</p> <p>繰り返しになるが、郵政民営化委員会は、消費者を保護し、安定した金融市場を確立し、通商上の約束を遵守するために、かんぽ生命やゆうちょ銀行と民間企業との間の全ての競争条件が対等であることを判断した場合に限り、かんぽ生命やゆうち</p>	<p>○郵政民営化法の全体において、対等な競争条件を確保するための措置を講じており、その具体的な仕組みとして、上乘せ規制等の措置が設けられています。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p>

	ご意見の概要（在日米国商工会議所）	ご意見に対する当委員会の考え方
	よ銀行による新規商品や商品改定について検討すべきであると 考えている。しかし、現状はその通りとなっていない。	○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、 適切に検討してまいります。 ○なお、郵政民営化法においては、対等な競争条件を確保するための 措置が講じられており、今後も WTO 協定を始めとする国際約束との整 合性を確保することとしています。
12	郵政民営化委員会が対等な競争条件が確立されない状態で、 単品の入院保険や住宅ローンのような新規商品を検討するとし た場合、既に競争の激しい市場に悪影響を及ぼし、消費者保護 を確保するために設置された仕組みに反することになる。さら に、郵政民営化委員会は、かんぽ生命やゆうちょ銀行が、入院 特約や民間商品の販売経験を、自社の単品商品の開発や引受の 際に必要なスキルとして生かすことができると示唆している が、それは明らかに違う。また、がん保険や限定告知型の医療 保険はかんぽ生命ではなく、郵便局が取り扱っているものであり、 かんぽ生命はそのような商品分野に関して全く経験が無い。	○金融二社の個別の新規業務については、申請が行われた段階で、当 委員会として、その時点での事実関係を踏まえて調査審議を行うこと となります。
13	かんぽ生命、ゆうちょ銀行、郵便局を通じて新たな民間商品 を販売することを検討する考えがあるのなら、ACCJはそのよう な取組みを支持する。以前指摘したように、そのような取組み は、国有企業の役割がさらに拡大することによって市場を歪め るのではなく、郵政グループを支援し、消費者ニーズを満たす 効果的な方法となる。	○金融二社と他の金融機関との業務提携は、内部監査・コンプライア ンス態勢整備の上でも有効であり、郵政民営化の目的にも資するもの と考えられます。
14	ACCJ は、業界の競争と消費者利益の観点から、検討する予定 の新商品に関する郵政民営化委員会の考えやその商品分野に対 する理論的根拠を明確化することを要望する。	○金融二社の個別の新規業務については、申請が行われた段階で、当 委員会として、その時点での事実関係を踏まえて調査審議を行うこと となります。

	ご意見の概要（全国共済農業協同組合連合会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>1 間接的な政府出資について</p> <p>郵便保険会社の新規業務の実施につきましては、所見に「新規業務を考える際の重要な視点は、金融機関全体のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上」(所見3(1)①ア)とあるように、利用者の利便性の向上を重要視すべきことはいうまでもありません。しかし、郵便保険会社は、他の事業者には具備することができない「官業由来の優位性」および「間接的な政府出資」を享受しており、現状のまま新規業務の実施等が行われることは、民間事業者を圧迫し、「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新」(所見2①)に反すると考えます。</p> <p>とりわけ生命保険・共済は長期間の契約が多く、生命保険会社・共済団体の信頼性は加入先選択時の重要な要素となります。郵便保険会社が、日本郵政株式会社からの出資によって間接的な政府出資を享受していることは、「暗黙の政府保証」(郵便保険会社への政府の後ろ盾)があるとの期待と安心感を国民に与え、信頼性の向上に大きく寄与し、民間事業者より優位に立つ材料になっていると認識しております。</p> <p>「暗黙の政府保証」のイメージについては、所見にあるとおり「郵政民営化担当大臣による談話の発表や政府広報によりその払拭に努めてきた」(所見2④)という事実はあるものの、郵政民営化の実現から先般の改正郵政民営化法(以下「改正法」)の成立に至るまでの経緯および改正法において金融二社の株式処分に明確な期限が付されていないことに鑑みますと、その払拭は容易でないと想定され、「関係各方面において、引き続き積</p>	<p>○郵便保険会社が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p> <p>○新規業務の調査審議にあたっては、適正な競争関係の確保の観点から、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。その際、現在の金融行政の手法が事後チェック型となっていることに鑑みると、事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図ることが適当と考えています。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを旨とする方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（全国共済農業協同組合連合会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>極的に努力すべき」（所見 2④）ことを期待いたします。</p> <p>また、所見には、「事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべき」（所見 3(1)①イ）とありますが、民間事業者が損害を被った際、事後的に損失を回復することは一般的に多大な困難が想定されることから、事前の制限や検証を重要視すべきと考えます。</p> <p>したがって、郵政民営化委員会におかれましては、郵便保険会社の全株式の処分時期を明示されるよう努められるとともに、郵便保険会社の新規業務の実施等に関する調査審議に際し、政府、日本郵政株式会社および郵便保険会社における取組みの実際の成果（「間接的な政府出資」の解消状況や国民における「暗黙の政府保証」のイメージ払拭状況）および民間事業者に生じる影響を事前に十分ご検証された上で、ご判断いただきたく考えます。</p>	
2	<p>2 郵便保険会社のビジネスモデルおよび保険のユニバーサルサービスについて</p> <p>所見には「リスクとリターンの構造からみると、現在の金融二社のビジネスモデルには競争力や成長性に課題があり」、「（民営化後も）郵便保険会社では新規契約は若干回復傾向にあるものの、保有契約が減少し、総資産の減少が続いている」（所見 2②）とありますが、保有契約や総資産の減少は共済・保険業界にも見られる傾向であり、郵便保険会社のビジネスモデルに起因するとは必ずしもいえないものと考えます。</p> <p>また、保有契約や総資産の減少傾向の継続により、「日本郵便株式会社のユニバーサルサービスの責務の履行にも支障が出</p>	<p>○民営化前の簡保は政府保証の下で法定の業務を実施してきたこと、更に民営化後も業務制限に服してきたことの結果、郵便保険会社では商品が養老保険に偏ることなど顧客ニーズに十分に対応できないことに伴う構造的縮小リスクを抱えています。</p> <p>○金融二社には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されていますが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。</p> <p>○ユニバーサルサービスについては、郵政民営化法の改正により、郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが、日本郵政株</p>

	ご意見の概要（全国共済農業協同組合連合会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>る」（所見 2②）ことへの懸念が示されておりますが、協同組合等の地域に密着した民間金融機関は、大都市への人口集中や農山漁村の過疎化・高齢化といった環境にあっても、経営努力により農家・組合員ひいては地域へのサービス提供の維持に努めております。</p> <p>保険・共済のユニバーサルサービスを実現する意義について、地域に密着した協同組合としてその重要性を深く認識しているところですが、自助努力によってサービス網の維持に努める民間事業者との公平性の観点に留意すべきであると考えます。</p> <p>したがいまして、郵政民営化委員会におかれましては、郵便保険会社のビジネスモデルおよび保険のユニバーサルサービスにつきまして、「官業由来の優位性」および「間接的な政府出資」による影響も含め、民営化後の郵便保険会社や生命保険会社・共済団体の経営状況および地域に密着してサービス提供を続ける民間金融機関との公平性を考慮し、ご配慮いただきたく考えます。</p>	<p>式会社の責務として課せられることとなりました。また、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。ユニバーサルサービスの確保については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に実施されることが必要であると考えます。</p> <p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。個別業務の調査審議に当たっては、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。</p>
3	<p>3 新規業務に関する調査審議の方針について</p> <p>所見には、「既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はないと考えられる。」（所見 3(2)①）とありますが、間接的な政府出資が残る間は、たとえ「既存の業務の見直し」等であっても、民間事業者の圧迫につながる業務があると考えます。</p> <p>したがいまして、郵政民営化委員会におかれましては、郵便保険会社の新規業務の実施に関する調査審議に際し、業務範囲</p>	<p>○金融二社には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されていますが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（全国共済農業協同組合連合会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>の拡大や商品性の向上に結びつくものについては、「間接的な政府出資」が残る間は認められるべきではなく、さらなる合理化・効率化等の取組みによって、現状の業務範囲内での企業価値向上を図るべきことに、ご配慮いただきたく考えます。</p>	
4	<p>4 保険加入限度額の取扱いについて</p> <p>所見では、平成 18 年の「郵便貯金銀行及び郵便保険会社の新規業務の調査審議に関する所見」で示されていた「例えば、流動性預金の預入限度額の撤廃については、政令改正の際には、必要に応じ、肥大化につながらない態勢という点や、他業務との関連での必要性という点に留意する」旨の記述が削除されています。</p> <p>間接的な政府出資が残るにもかかわらず、保険加入限度額の撤廃または引上げを実施することは、新規業務の実施と同様、民間事業者を圧迫するものと考えます。</p> <p>したがいまして、郵政民営化委員会におかれましては、改正法の成立に際し、衆議院郵政改革特別委員会および参議院総務委員会において、「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」とされた附帯決議の趣旨を踏まえた、保険加入限度額の取扱いに関する準則を明らかにする等、ご配慮いただきたく考えます。</p>	<p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、郵便保険会社の保険加入限度額について所見案に記述はありませんが、ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（公益社団法人全国消費生活相談員協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>本協会は、全国の地方自治体等の消費生活センター等消費生活相談窓口で消費者からの相談を受け、トラブル解決のために助言やあっせんをする消費生活相談員を主とする会員で構成される消費生活の専門家団体です。会員は全国に約2,200名おり、日々、それぞれに勤務する消費生活センター等で多種多様な相談に対応しています。</p>	-
2	<p>郵政民営化委員会の調査審議に関する所見に対して、本協会は消費者相談の現場から、下記のように意見を述べます。</p>	-
3	<p>2 郵政民営化と新規業務</p> <p>① 民営化の意義と金融二社のビジネスモデル</p> <p>近年、民間金融機関の合理化・統廃合により、民間金融機関が存在しない地域が増えています。とりわけ高齢者人口が占める割合が大きい地方では、高額な現金を手元に置く家庭が多くなっています。これは、東日本大震災において、多くの被災者の方が、いわゆるタンス預金を津波や火災で失ってしまったことから実証される事実です。そして、そのために、不意打ち的な訪問販売等により手元に現金があることで、容易に高額な商品を購入してしまうトラブルが少なくありません。</p> <p>従来、身近な金融機関として、日本全国津々浦々までカバーしてきた郵便局の存在は、民間金融機関がなくかつ高齢化に歯止めがきかない地方にとってユニバーサルサービスとしての大きな役割を果たしてきました。この機能の維持・充実は、郵便局、ゆうちょ銀行、さらにかんぽ生命を含めて郵政事業の社会的責任と考えます。</p>	<p>○郵政民営化法の改正により、郵政民営化は株式会社の形態によって「的確に郵政事業の経営を行わせるための改革」を目的とするものであることが明記されるとともに、郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが、日本郵政株式会社の責務として課せられることとなったものです。</p> <p>○金融二社の経営効率化については、とりわけその内部管理等の面において、金融庁の監督上の措置や様々な検査結果を踏まえ、その改善を抜本的に進めて行くことが課題であると考えます。</p>

	ご意見の概要（公益社団法人全国消費生活相談員協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>なお、郵政民営化の方向自体は、合理的かつ効率的な事業展開を行う大きな端緒となり、消費者・利用者に、従来以上に安心して利用できる、貯金機能・保険機能を提供する金融機関になることを期待します。</p>	
4	<p>⑤ 内部監査・コンプライアンス態勢等の整備</p> <p>郵政民営化後の歴史はまだ5年と浅く、郵政事業に関する消費者・利用者の「暗黙の政府保証」が存在するとの認識は、まだまだ払拭されてはおりません。今後はさらに、グループ各社の窓口で民間金融機関であることの丁寧な説明を重ねていく必要があります。</p> <p>消費生活相談では、「定期貯金にしようとしたが、簡易保険の方がよいと勧められ加入。満期を直前に言われた額は当初の半額にしかならず不満」などのトラブルもあります。</p> <p>また、振り込め詐欺では、最近では銀行等でなく郵便局やゆうパックが悪用されています。これらは警戒の強い銀行等を避けているものと思われます。郵便局員の消費者被害の理解が少ないため悪用されていると思います。</p> <p>また、しばしば報道される不祥事は、消費者・利用者の信頼性を欠くものであります。</p> <p>内部監査の充実とコンプライアンス態勢の早急な整備が必要です。</p>	<p>○民間金融機関においては、市場規律に従ったガバナンスの確立のために、内部監査・コンプライアンス態勢が整備されていることが不可欠となっています。金融二社がこうした民間金融機関と同等の態勢を備えるべきことは当然です。また、金融二社及びこれらの代理業務を営む日本郵便株式会社においては、監督上の措置を受けて犯罪防止態勢の整備を進めてきていますが、この態勢をより充実させるべく、金融二社及び日本郵便株式会社が連携して対応していくよう強く促していく必要があると考えます。</p> <p>○金融行政は、本来、利用者保護の立場から行われるものです。したがって、民営化後の金融二社に対しても、その立場から、他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督を実施することが必要であると考えます。</p>
5	<p>⑥ 利用者保護及び検査監督態勢</p> <p>全国の消費生活センターが受け付け、「全国消費生活情報ネットワーク・システム」(PIO-NET:パイオネット)に登録された</p>	<p>○民間金融機関においては、市場規律に従ったガバナンスの確立のために、内部監査・コンプライアンス態勢が整備されていることが不可欠となっています。金融二社がこうした民間金融機関と同等の態勢を</p>

ご意見の概要（公益社団法人全国消費生活相談員協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
<p>2010年度の消費生活相談は、887,972件（独立行政法人国民生活センター編「消費生活年報2011」より）であり、相談の多い商品や役務について最も多いのは情報通信に関連する「運輸・通信サービス」であるが、次に多いのは、「金融・保険サービス」であり、この中には保険や貯金などに関する相談が含まれています。</p> <p>その内容をみると、高齢者等に対する不十分な説明や適合性の原則を怠った勧誘に起因すると思われるものが多数あります。</p> <p>消費者基本法第5条には事業者の責務として消費者との取引には、公正な取引、明確かつ平易な情報提供、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮する、苦情体制の整備及び適切な処理等が定められています。</p> <p>特に高齢者への勧誘には一層の配慮やきめ細やかな指針が必要です。</p> <p>さらに消費者トラブルの現場からは、民間金融機関に比べ、郵政各社においては消費者トラブルに対応する窓口が分かりにくいなどの声があります。</p> <p>消費者トラブルをはじめ消費者の声に真摯に耳を傾け、それぞれの業務にフィードバックさせる体制（PDCA サイクル）の充実を強く望みます。</p>	<p>備えるべきことは当然です。</p> <p>また、金融二社及びこれらの代理業務を営む日本郵便株式会社においては、監督上の措置を受けて犯罪防止態勢の整備を進めてきていますが、この態勢をより充実させるべく、金融二社及び日本郵便株式会社が連携して対応していくよう強く促していく必要があると考えます。</p> <p>○金融行政は、本来、利用者保護の立場から行われるものです。したがって、民営化後の金融二社に対しても、その立場から、他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督を実施することが必要であると考えます。</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>1. 総論</p> <p>当会は、生命保険事業が社会的役割と責任を果たすためには、そのインフラとして、生命保険市場における公正な競争条件の整備が重要であり、郵政民営化においてもそのような環境整備が行われることで、郵便保険会社（以下、「かんぽ生命」）を純粋な民間生命保険会社として、公正かつ自由な民間の生命保険市場に吸収・統合し、活力ある経済社会の実現に繋げていくことが必要であると考えております。</p> <p>また、こうした観点から、かんぽ生命の加入限度額引上げおよび新規業務に関しては、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」、および引受・支払等の「適切な態勢整備」が実現されることが前提であり、これが実現しないのであれば、かんぽ生命の加入限度額引上げや業務範囲の拡大（例えば医療保険の販売（医療特約の単品商品化）・学資保険の改善等）は認められません。</p> <p>改正郵政民営化法（以下、「改正法」）が成立し、新たな郵政民営化委員会体制のもと、今般、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」（以下、「所見」）が公表され、「郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが、日本郵政株式会社（以下、「日本郵政」）の責務として課せられることとなったこと」「日本郵政の株式の売却収入が、東日本大震災の復興財源として法的に位置づけられ、金融二社を含む日本郵政グループの企業価値の向上が、国民的に大きな関心事項となっていること」等を考慮し、金融二社の民営化推進の意義と新規業務の位置づけに関する認識、移行期間における新規業務に関</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、郵便保険会社の加入限度額について所見案に記述はありませんが、ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>する調査審議の考え方等を見直すこととされておりますが、郵政民営化委員会において、公正・中立な第三者の立場から、上記の当会の考え方を十分踏まえ、個別業務の調査審議を行っていただきたいと考えております。</p> <p>また特に、「所見」において示された「新規業務開始のタイミングについての考え方」等につきましては、当会を含め、今回寄せられた意見等を踏まえ、「公正な競争条件の確保」および引受・支払等の「適切な態勢整備」等の観点から再検討を加え、見直しを行うよう要望いたします。</p>	
2	<p>2. 各論</p> <p>2. 郵政民営化と新規業務</p> <p>①民営化の意義と金融二社のビジネスモデル</p> <p>【意見内容】</p> <p>・「所見」においても指摘されているとおり、「株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりない」との前提に立てば、改正法で削除された株式の処分期限については、日本郵政の事業計画において、かんぽ生命の株式の完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みがすみやかに進められるべきです。</p> <p>・かんぽ生命において、「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まる」とされている点、および、かんぽ生命が「民間金融機関としてふさわしいビジネスモデルへの革新を図る上では、そのミッションを明らかにしていくことが期待される」とされている点について、ビジネスモデルの</p>	<p>○少子・高齢化社会において活力ある経済社会を実現するためには、金融市場の機能の十全な発揮が不可欠です。法改正後の郵政民営化を推進する際にも、金融市場を通じ資源配分の効率化に寄与するものでなければならないと考えます。民営化後の金融二社は、民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新を図ることが必要であり、その結果としてバランスシートの規模についても自ずから決まると考えられます。</p> <p>○金融二社が民間金融機関としてふさわしいビジネスモデルへの革新を図る上では、そのミッションを明らかにしていくことが期待されますが、その際、日本郵政グループ全体に求められる社会的責任を今後どのように果たしていくべきか、という観点からの取組みも課題となると考えます。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>革新は、上記のかんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みが実現されたうえで、「公正な競争条件の確保」および引受・支払等の「適切な態勢整備」が十分に図られることを前提として、金融保険市場の機能を歪めない形で進められるべきです。</p> <p>・また、上記の点に関しては、かんぽ生命の株式が完全処分された後も日本郵政・日本郵便株式会社（以下、「日本郵便」）は生命保険のユニバーサルサービスの確保が求められていることを前提として、そのミッションおよびビジネスモデルの具体像が早期に示されるべきです。</p>	<p>処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式については、その処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>
3	<p>②金融二社の経営の現状</p> <p>【意見内容】</p> <p>・かんぽ生命の経営の現状については、「民営化前の契約を含めた保険契約件数の急速な減少に伴い、保険料収入の減少が継続する構造」であること、「保有契約が減少し、総資産の減少が続いている」ことが言及されておりますが、前回の所見（平成18年12月公表）で触れられていたように、収益面の検証が必要と考えます。この点、生命保険会社にとって収益面の指標の一つである基礎利益ベースで見れば、かんぽ生命の基礎利益は、「逆ざや」の大幅な減少および「危険差益」の増加を背景に、近年増加基調にあります。</p> <p>・また、かんぽ生命について、「商品が養老保険に偏ることなど顧客ニーズに十分に対応できないことに伴う構造的縮小リスクを抱えている」とされておりますが、民間生命保険会社も、一時払い商品等の貯蓄性商品の販売拡大により収入保険料・総資</p>	<p>○民営化前の簡保は政府保証の下で法定の業務を実施してきたこと、更に民営化後も業務制限に服してきたことの結果、郵便保険会社では商品が養老保険に偏ることなど顧客ニーズに十分に対応できないことに伴う構造的縮小リスクを抱えています。</p> <p>○金融二社には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されておりますが、これらは、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされております。</p> <p>○ユニバーサルサービスについては、郵政民営化法の改正により、郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが、日本郵政株式会社の責務として課せられることとなりました。また、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>産は増加しているものの、保有契約高・新契約高は急激に減少しており、「構造的縮小リスク」は、かんぽ生命固有のものではなく、現在の生命保険市場全体に共通するものであることを考慮する必要があります。</p> <p>・一方、「所見」において、「このような傾向が今後とも続けば、全国の郵便局を通じてリテール・サービスを提供するという金融二社の製・販分離のビジネスモデルを維持することが困難となるばかりか、ひいては日本郵便株式会社のユニバーサルサービス責務の履行にも支障が出るのが懸念される」と指摘されておりますが、ユニバーサルサービスの提供はあくまで国民の便益のために確保されるべきものであり、法令上、日本郵政・日本郵便がユニバーサルサービスを確保するにあたっての商品供給元（所属保険会社）はかんぽ生命に限定されるものでない点、生命保険分野においては、既に民間事業者によるサービスが全国あまねく行われている点にも留意する必要があると考えます。</p> <p>・経営の現状については、改正法にも規定されているとおり、新規業務の認可に際しての判断要素となることから、郵政民営化委員会においては、単に規模に着目した業績面だけでなく収益面・内部管理等の面も含め、多角的な視点から十分な調査分析を行っていただくよう要望いたします。</p>	<p>案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。ユニバーサルサービスの確保については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に実施されることが必要であると考えます。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>
4	<p>③株式上場・処分の意義</p> <p>【意見内容】</p> <p>・「所見」にあるとおり、かんぽ生命の株式上場・処分にあたっては、「経営コストの抜本の見直し等により、経営の効率化を進</p>	<p>○金融二社が他の民間金融機関と同等の内部監査・コンプライアンス態勢を備えるべきことは当然であり、その重要性については、いかに強調しても過ぎることはないと考えます。また、その適正性は、所管官庁による、他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督によって保</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>め、株式会社としての経済合理性と株主の信認を確保することが重要」であり、そのためには、まずは既存の業務についても健全かつ効率的な業務運営態勢の整備がなされることが重要であると考えます。「所見」の「2. ②」において、「金融二社の経営効率化については、とりわけその内部管理等の面において、金融庁の監督上の措置や様々な検査結果を踏まえ、その改善を抜本的に進めて行くことが課題である」と指摘されておりますが、民間金融機関として、既存業務における健全かつ効率的な業務運営態勢が整備されない限り、顧客利益を損なうおそれがあり、まして新規業務による成長性を見出すことは困難であると考えます。</p> <p>・また、かんぽ生命の「株式処分に係る方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことが期待される」点や、「所見」の「3. (1) ①イ」にある「他の金融機関等との間の競争関係に影響を与える事情を考慮するとの観点から、株式処分の方針が明確化されることを期待する」点には賛同いたしますが、附帯決議においても、「その全部を処分することを目指し、日本郵政がその処分に向けた具体的な説明責任を果たすこととなるよう努める」こととされており、その説明は早期かつ具体的に果たされるべきです。なお、その際には、「公正な競争条件の確保」の観点から、かんぽ生命の株式の完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みが示されるべきです。</p> <p>・金融二社の株式に対する市場の評価が日本郵政の株式価値に多大な影響を与える前提に立てば、例えば、金融二社の株式処分計画のないまま、日本郵政の株式が売却された場合、日本郵</p>	<p>たれていくものと考えます。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>政の新たな株主が、金融二社の株式の早期処分について反対する可能性も想定されます。従って、日本郵政の株式の処分計画を示す際には、当然に金融二社の株式処分計画も示されることが必要と考えます。</p>	
5	<p>④政府保証の廃止及びそれに伴って必要となる措置</p> <p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「所見」において指摘されている『『暗黙の政府保証』が残存するという認識』は、かんぽ生命の経営に政府出資が残り続ける持株会社が関与すること等に伴い、消費者が持つ「政府が何らかの支援を行うのではないか」という認識であり、これがかんぽ生命の信用補完となり、競争上の優位性に結びつくものであると考えます。</li> <li>・「所見」では、「政府保証に対する誤解は払拭されつつある」と指摘されておりますが、生命保険文化センターが実施した平成21年度の「生命保険に関する全国実態調査」では、今後、かんぽ生命に加入しようとする方のうち約3割の方が、かんぽ生命を選んだ理由について、「政府が間接的に株を保有しており安心できるから」と回答し、約4割の方が「国営事業として運営をしてきた伝統があるから」と回答しており、平成24年度と同調査結果においても、同様の傾向が示されております。この結果からも、かんぽ生命への間接的な政府出資が残ることにより、消費者が「政府が何らかの支援を行うのではないか」との認識を持ち、政府保証を期待する可能性は依然として少なくないと考えられます。</li> <li>・改正法では、株式処分の明確な期限が付されていないため、</li> </ul>	<p>○郵便保険会社が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを目指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>かんぽ生命への間接的な政府出資が恒久的に続いて、「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じる様な状態では「公正な競争条件」が確保されない懸念があります。従って「2. ③」で述べたとおり、かんぽ生命の株式の完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みがすみやかに進められるべきです。</p>	
6	<p>⑤内部監査・コンプライアンス態勢等の整備 【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査・コンプライアンス態勢の整備は、民間生命保険会社として不可欠なものであり、統合的なリスク管理の実施といった、直近の課題への取組み等も含め、生命保険市場の健全な発展および契約者保護の観点から、他の民間生命保険会社と同様、態勢整備に向けた取組みを充実させていくことが重要であると考えます。</li> </ul>	<p>○金融二社が他の民間金融機関と同等の内部監査・コンプライアンス態勢を備えるべきことは当然であり、その重要性については、いかに強調してもし過ぎることはないと考えます。</p>
7	<p>⑥利用者保護及び検査監督態勢 【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「所見」の「2. ⑤」で、内部監査・コンプライアンス態勢に係る取組の重要性について、「いかに強調してもし過ぎることはない」と指摘されている点や、「2. ⑤」で述べた内部監査・コンプライアンス態勢等の整備の重要性を踏まえれば、当然に他の民間生命保険会社と同レベルの厳格な検査監督が必要と考えます。</li> </ul>	<p>○金融行政は、本来、利用者保護の立場から行われるものです。したがって、民営化後の金融二社に対しても、その立場から、他の民間金融機関と同等に厳格な検査監督を実施することが必要であると考えます。</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
8	<p>3. 新規業務に関する調査審議の方針</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>【意見内容】</p> <p>・新規業務の調査審議の基本的な考え方は、改正法において、「適正な競争関係の確保、利用者への役務の適切な提供、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情及び金融二社の経営状況の観点から行われる」とされていることを踏まえて示されておりますが、当会の意見も踏まえ、慎重に調査審議が行われることを要望いたします。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
9	<p>①共通的な視点</p> <p>ア. 利用者利便の向上</p> <p>【意見内容】</p> <p>・新規業務に関する調査審議にあたり、「利用者利便の向上」は重要な視点であります。その前提として、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」、および引受・支払等の「適切な態勢整備」が実現することが不可欠であると考えます。加えて、当会としてはかねてより「生命保険については、既に民間事業者によるサービスが全国あまねく行われており、利便という観点からは充足されている」と考えております。なお、日本郵政・日本郵便が生命保険のユニバーサルサービスを提供するにあたっては、民間生命保険会社から商品・サービスの提供を受けることも可能となっております。</p> <p>・また、「郵便局ネットワークの強みを発揮した取組みを行う」前提として、契約者保護の観点から、銀行代理業者兼保険募集</p>	<p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○ユニバーサルサービスについては、郵政民営化法の改正により、郵便のみならず貯金・保険を含む三事業一体によるユニバーサルサービスを全国あまねく公平に提供することを確保することが、日本郵政株式会社の責務として課せられることとなりました。また、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。ユニバーサルサービスの確保については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に実施されることが必要であると考えます。</p> <p>○また、金融二社が他の民間金融機関と同等の内部監査・コンプライアンス態勢を備えるべきことは当然であり、その重要性については、いかに強調してもし過ぎることはないと考えます。</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>代理店である郵便局における各種弊害防止措置、他事業との情報遮断措置については、保険業法に基づき一般の代理店と同様の規制が当然講じられるべきものと認識しております。</p>	<p>○新規業務についても、事前に満たすべき要件として、内部管理や顧客保護等の業務遂行能力を十分具備している必要があると考えます。</p>
10	<p>イ. 適正な競争関係の確保</p> <p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規業務の検討に当たっては、「参入する市場の性格、外部環境の変化等についても、必要に応じ考慮すべきである」とされておりますが、かんぽ生命が新たに参入することによる個別商品毎のマーケットへの影響等も十分に考慮すべきと考えます。</li> <li>・適正な競争関係の確保の観点については、「形式的な比率のみならず、株式処分のスケジュールや株式市場における企業価値向上への期待の形成の必要性を考慮するとともに、株式市場からの規律が不十分な場合には、各種の取引において経済合理性が浸透しないおそれが残しやすいことから、内部管理態勢の整備状況等についても一層の考慮が必要である」旨が示されております。しかし、改正法において新規業務の認可につき「他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれがないと認められるとき」と規定されていることに留意し、新規業務の検討については慎重に判断すべきです。また、「他の金融機関等との間の競争関係に影響を与える事情を考慮するとの観点からは、株式処分の方針が明確化されることを期待する」とされているとおり、「公正な競争条件の確保」の観点から、かんぽ生命の株式の完全処分につき適切な期限を定めるなど、かんぽ生命への間接的な政府出資の解消に向けた取組みがすみやかに進められるべきです。</li> </ul>	<p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。その際、参入する市場の性格、外部環境の変化等についても必要に応じ考慮することが適当であると考えます。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
11	<p>・なお、改正法では、「同種の業務を営む事業者との対等な競争関係を確保するために必要な制限を加える」旨が規定されておりますが、この規定は、政府出資等の政府の関与が残ることによって、かんぽ生命が競争上優位に立つことから、公正な競争条件を確保するために必要な事前規制を定めることが必要であると考えられて措置されたものと認識しております。</p> <p>・この点、改正法では、株式処分の明確な期限が付されておらず、かんぽ生命への間接的な政府出資が恒久的に続いて、「政府が何らかの支援を行うのではないか」との消費者の認識が生じる様な状態で、新規業務が認められることになれば、不公正な競争が生じることとなり、各社の経営に悪影響を及ぼしかねず、結果として、利用者の利便を損なうことが懸念されます。</p> <p>・そうした不公正な競争によって生じた「損失」を事後的に回復することは、一般的に困難であると考えられることから、新規業務の調査審議等にあたっては、改正法の趣旨を踏まえ、「事後の適正な競争関係の確保」だけでなく、事前に「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」についても十分に調査審議いただき、公正な競争条件が確保されることを要望いたします。</p>	<p>○郵便保険会社が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p> <p>○適正な競争関係を確保するための手法の面では、現在の金融行政の手法が事後チェック型となっている中で、金融二社の業務規制では、官業として拡大してきた経緯から、通常の行政手法に留まらず、事前の要件審査と事後の条件付けが必要となるものです。その運用に当たっては、事前の競争制限ではなく、事後の適正な競争関係の確保を図るものとすべきであると考えます。</p>
12	<p>ウ. 金融二社の経営状況</p> <p>・金融二社の経営状況の観点について、「民間金融機関としてのリスク管理と顧客へのサービス提供によるリターンの確保、日本郵政グループの公益性を含めた企業価値の最大化、郵政事業の確実な実施を通じた国民全体の利益の最大化といった事項」を勘案することとされておりますが、新規業務がそうした勘案</p>	<p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>事項に対して具体的にどのように貢献・寄与するかの検証が必要と考えます。</p> <p>・特に「所見」の「2. ②」で指摘されているかんぽ生命の構造的縮小リスク、保有契約の減少、総資産の減少に留意しつつも、とりわけ収益面については、日本郵政の事業計画において、将来的な見通しが示されたうえで、その解決にあたり、新規業務がどのように貢献・寄与するのかを郵政民営化委員会において定量的に検証していただくよう要望いたします。</p>	
13	<p>②業務の特性に応じた調査審議の準則</p> <p>・準則を適用する前提として、新規業務の調査審議にあたっては、同種の業務を営む事業者との適正な競争関係を阻害しないための「公正な競争条件の確保」、および引受・支払等の「適切な態勢整備」が不可欠です。</p>	
14	<p>(2) 当面の対応</p> <p>①新規業務開始のタイミングについての考え方</p> <p>【意見内容】</p> <p>・改正法や附帯決議においては、「他の金融機関等との間の競争関係」への配慮が示されておりますが、今回、「調査審議を開始することに支障はない」とされる類型が拡大されたことについては、問題があると考えます。</p> <p>・「金融二社が直面するリスクに対応するもの、既存の業務の見直しであるもの、他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの等については、調査審議を開始することに支障はないものと考えられる」と類型化されておりますが、審議開始にあたっては、当然のことながら、同種の業務を営む事業者との競</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>争関係に与える影響等を十分考慮し、個別具体的に判断する必要があります。その旨は「所見」に明示されるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・例えば、「かんぽ生命の既存の業務の見直しであるもの」についても、同種の業務を営む事業者との競争関係に与える影響や引受・支払等の態勢整備で新たに生じる課題への対応状況等を踏まえるべきです。</li> <li>・また、「他金融機関との提携による業務の取扱実績があるもの」についても、媒介業務や受託販売で必要となる態勢整備（募集管理等）と、かんぽ生命が自らの業務として行う際に必要となる態勢整備等（引受・支払等）は明らかに異なるものであり、取扱実績があることだけでは、新規業務の調査審議を直ちに開始する理由とはなりません。例えば、かんぽ生命では民間生命保険会社の法人向け保険商品を受託販売しておりますが、仮に当該商品を自ら引受、販売する場合、募集面の態勢整備とは別に、当該商品の引受・リスク管理等に関する新たな態勢整備の構築が必要となります。</li> <li>・また、「所見」では、「その他の新規業務については、市場に向けて市場の評価を高めることが期待できる適切なタイミングでの実施が課題である」とされておりますが、改正法の趣旨に基づき「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」を重視すべきと考えます。</li> </ul>	
15	<p>②個別業務の調査審議についての考え方</p> <p>【意見内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個別業務の調査審議については、「公正な競争条件の確保」等の観点から、関係業界からもその都度事前に十分な意見聴取が</li> </ul>	<p>○当委員会は、国民の皆様等からご意見を頂く機会を設けるか否かについては、各事案の性質を踏まえつつ、適切に検討してまいります。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務に係る調査審議は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を</p>

	ご意見の概要（社団法人生命保険協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>なされることを要望いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、かんぽ生命が7月11日に郵政民営化委員会で要望している医療保険の販売（医療特約の単品商品化）・学資保険の改善は、既に民間生命保険会社が行っている事業であることから、公正な競争条件が確保されないなか、こうした事業分野に進出すれば民間生命保険会社の経営に悪影響を与えかねず、特に特定分野に絞って経営している民間生命保険会社の経営に対して与える影響は極めて大きいと認識しております。</li> <li>・従って、個別業務の調査審議における「他の生命保険会社との間の競争関係に影響を及ぼす事情」については、「3.（1）①イ」でも述べましたように、個別商品毎のマーケットへの影響等も十分に考慮した上で判断がなされるべきと考えます。</li> <li>・あわせて、引受・支払等の「適切な態勢整備」が確保されているかについて、十分な調査審議が必要と考えます。</li> </ul>	<p>考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○新規業務については、事前に満たすべき要件として、内部管理や顧客保護等の業務遂行能力を十分具備している必要があると考えます。</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国信用組合中央協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>（基本的考え方）</p> <p>かねてより信用組合業界では、郵政改革について、実質的に政府の関与が続くゆうちょ銀行との間では、公正な競争条件が確保されず、民業圧迫につながるおそれがあることから、預入限度額の引上げや貸出業務への進出等の業務範囲の拡大は断じて容認できるものではなく、ゆうちょ銀行は『民業の補完』に徹すべきであると一貫して主張してきた。</p> <p>今般の郵政民営化委員会の所見案では、ゆうちょ銀行に政府の関与が残る中、新規業務の調査審議開始に向けた考え方が示されているが、信用組合業界としては、地域金融ひいては地域経済に大きな影響を及ぼしかねない内容となっていることを強く懸念している。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>
2	<p>（公正な競争条件の確保）</p> <p>所見案では、「民営化の実施後も“暗黙の政府保証”が残存するという認識は、預金者・加入者等の誤解に基づくものである。・・・こうした誤解をも払拭していくことが不可欠である。・・・」とされているが、ゆうちょ銀行に政府の間接的な出資が残る間は“暗黙の政府保証”が残存し、民間金融機関との公正な競争条件が確保できず、ゆうちょ銀行による新規業務への参入は民業圧迫につながり、地域・業域・職域を基盤とする信用組合、ひいては地域経済に大きな混乱を及ぼすことが懸念される。</p> <p>従って、日本郵政が、ゆうちょ銀行を完全民営化する具体的な計画を早期に公表することが最も重要である。</p>	<p>○郵便貯金銀行が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p> <p>○改正郵政民営化法により、金融二社の株式の完全処分に関しては、それを指すとの方向性に変わりありませんが、その期限の明確な定めがなくなり、かつ、金融二社の経営状況や郵政事業に係るユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分することが義務付けられることとされました。当委員会としては、金融二社の株式の処分にかかる方針の明確化に向けて日本郵政が一定の説明責任を果たすことを期待しています。なお、完全処分の期限の</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国信用組合中央協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
		<p>明確な定めがなくなったのは、立法府の判断によるものと理解しています。</p>
3	<p>（ゆうちょ銀行のあるべき姿）</p> <p>所見案では、ゆうちょ銀行のバランスシートの規模について、「民間秩序に適合したビジネスモデルへの革新により自ずと決まる」とされている。</p> <p>しかしながら、ゆうちょ銀行の巨大な規模は、官業として規模を拡大してきたものであり、定額貯金による調達と国債による運用に偏ることに伴う大きな金利リスク等を抱えているなど金融市場に大きな影響を与えることが懸念される。</p> <p>したがって、郵政民営化委員会が金融システムへの影響を十分に見極めた上で、そのあるべき姿と具体的方策を提示すべきである。</p>	<p>○郵便貯金銀行には、業務の健全・適切な運営を確保する観点から、自社の資産・負債特性に応じたリスク管理を行うことが求められます。その際、統合的なリスク管理の実施という課題にも一層積極的に取り組む必要があると考えます。</p>
4	<p>（地域金融安定への配慮）</p> <p>信用組合は、地域・業域・職域における中小零細事業者や生活者の「相互扶助」を理念として、近年は事業再生や生活者支援等を重要課題として地縁、人縁による地域密着型金融に取り組んでいる。</p> <p>仮に、公正な競争条件が確保されないまま巨大な資本と資金力を持ち、かつ、膨大な地域の個人情報保有するゆうちょ銀行が資金の運用先を求め、業容拡大に走ることとなれば、到底共存関係とはなり得ず、相対的に小規模の経営実態にある信用組合にとっては、その収益を大きく圧迫され、まさに経営上の死活問題である。</p>	<p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。個別業務の調査審議に当たっては、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○金融二社においては、地域金融・経済への貢献に向けて、他の金融機関等との適正な競争関係を確保し、また、他の金融機関等との協業</p>

	ご意見の概要（一般社団法人全国信用組合中央協会）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>ゆうちょ銀行の業務範囲の拡大、とりわけ地域の中小零細事業者や生活者等に対する貸出業務については、信用組合が地域とともに育み築き上げてきた中小零細事業者や生活者との関係性までをも浸食し、地域金融ひいては地域経済等に大きな混乱を招く恐れがある。</p> <p>したがって、郵政民営化法第2条では、「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮」することが明記されているが、地域金融・地域経済に与える影響について配慮することを所見に盛り込むべきである。</p>	<p>についても利用者利便の向上につながるよう、具体的な取組みの検討を進めることが望まれます。金融二社の新規業務の調査審議に当たっては、地域金融の安定や地域金融・経済に与える影響について配慮が必要であるというご指摘があった点も含め、その旨、所見に記載することといたします。</p>

	ご意見の概要（個人1）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>日本郵政株式会社は、ユニバーサルサービスの提供を責務とする一方で、郵便貯金銀行及び郵便保険会社はある程度の制限こそあれ、自由競争により利益を上げるために投資を含む活動を行う点に違和感を感じます。日本郵便株式会社の運営のために資金を備蓄するのであれば、それなりに理解できますが、国民の貯蓄や保険のために資金を備蓄するのは並大抵のことではないと思われます。仮に投資に失敗し、含み損を抱える状況になったときに、ユニバーサルサービスの提供を継続できるのか不透明であると同時に、万が一倒産した場合の国民生活に与えるインパクトは想像を絶するものがあります。日本国債の格付けが下がっている情勢で郵便貯金銀行及び郵便保険会社が国家の後ろ盾なく経営した時に競争で負ける恐れも十分あることから、新規業務とはいえ競合のいる業務の開始時には、焦げ付きが起きないように、ユニバーサルサービス提供基金のようなものを設立したほうがいいのではないかと思います。理由は、郵便業務の停止は国家にとって大打撃になるためです。</p>	<p>○金融二社には、業務の健全・適切な運営を確保する観点から、自社の資産・負債特性に応じたリスク管理を行うことが求められます。その際、統合的なリスク管理の実施という課題にも一層積極的に取り組む必要があると考えます。</p> <p>○適正な競争関係の確保については、金融機関間の適正な競争により、金融サービスが全体として向上し、国民の利便の向上に資する観点から検討すべきであると考えます。個別業務の調査審議に当たっては、価格やサービス水準の設定がリスクとリターンの関係に照らし民間金融機関としての経済合理性に基づくものとなっていること、地域の利用者への影響や、郵政民営化の理念との整合性等を事前に確認し、必要に応じ事後のフォローアップを求めることが適当と考えています。</p>

	ご意見の概要（個人2）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年十二月二日法律第百十七号）附則第14条に規定する「できる限り早期」の解釈についての意見です。</p> <p>「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部）第2項は、復興期間を10年とし、集中復興期間を5年としています。したがって、日本郵政の株式処分は、5年以内に行うことを第1目標とし、遅くとも10年以内に行うよう努力すべきだと思います。</p> <p>そして、同法第71条は、復興債等の償還を平成49年度までに行うとしています。したがって、日本郵政の株式処分が平成49年度よりも遅くなることは、絶対に許されないと考えます。</p>	<p>○ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（個人3）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」として公表すること及び所見内容に賛同する。</p> <p>郵政事業は平成19年10月、5社体制に分割民営化されたが、このたびの改正郵政民営化法の成立により、郵政三事業を一体的に運営すること及び金融ユニバーサルサービスが義務付けられることとなり、国民利用者の使いやすい郵便局が戻ってくるものと期待している。</p> <p>しかし、経営基盤についてはこれまで、金融に関する新規業務は何ひとつ認められず、かつゆうちょ・かんぽの限度額の制限など極めて制約された条件で他の金融機関と競争しなければならなかった上、販売商品に新しいものもなく、苦戦を強いられてきた。</p> <p>この結果、ゆうちょの貯金保有残高及びかんぽ生命の保険保有契約は激減する一方である。</p> <p>郵政事業は、全国あまねく公平に郵政サービスを提供するものであり、採算が合わない離島や山間僻地にも同様のサービスを提供していく必要があるが、かつ健全な経営を確保していくためには、速やかに新規業務に対する認可が不可欠であり、標記所見はそのことが推進される所見であることから賛同するものである。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人４）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>「郵政民営化委員会の審議に関する所見」の内容に賛同します。</p> <p>郵便局の形態として特段問題がなかったものを、ただ単に１個人のわがままで無理やり民営化してしまい、あえて無茶苦茶にしたのが現実であります。</p> <p>覆水盆にかえらずといいますが、一度犯したものは元にはもどきません。しかし、今回、郵政事業の民営化見直し法案が成立し、郵政事業のユニバーサルも義務付けられたことから、審議に関する所見に賛同します。</p> <p>民営化したものの数多くの縛りをうけ、公的な使命と、民営の部分の狭間で現在の郵政事業は大変な危機に陥っています。</p> <p>全国津々浦々、山間僻地にいたるまで、同様のサービスを展開するには、確実な経営が必要であり、そのためには、新規事業の認可、限度額の引き上げが必要であります。</p> <p>このことを、所見も推進されていますので賛同いたします。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、所見案に限度額についての記述はありませんが、ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（個人５）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」の内容について賛成します。</p> <p>郵政民営分社化により、あらゆる面で弊害が出ている。今回、郵政民営化法改正案の成立により、郵便局会社と郵便事業会社が統合され、郵政三事業を一体で運営し、また、金融についてもユニバーサルサービスが義務付けされることになった。しかしながら、金融に関する新規業務は認められておらず、ゆうちょ・かんぽとも、民営化により義務はフル負担なのに、権利は民営化前と変わらない状態であり、極めて制限されたなかで他の金融機関と競争強いられている。このため、ゆうちょの貯金保有残高やかんぽ生命の保険保有契約は激減するにまかされた状況である。</p> <p>郵政事業は、全国あまねく公平に郵政サービスを提供するものであり、採算が合わない離島や山間僻地にも同様のサービスを提供していく必要がある。このままの状況では、ユニバーサルサービスを提供しながら、健全な経営を確保していくことは非常に困難です。この状況を改善するために1日も速い新規業務に対する認可が必要であり、「所見」はそれが推進される所見であると思われるので賛成いたします。よろしく申し上げます。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人6）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>改正郵政民営化法案における最大の改正点は「金融ユニバーサルサービスの復活」と考える。</p> <p>当地は、人口3万2千の地方都市であり、私の郵便局は中心地からやく8km離れた地区に位置しているが、一昨年JAが撤退して今は郵便局が唯一の金融機関となっており、その意味では金融ユニバが担保されたことを歓迎している。</p> <p>しかし、このサービスを提供するコストに関しては大いに危惧をしている。</p> <p>我社の古川会長は、当コストを自社が負担すると発言しているが、当社が受託している「ゆうちょ」「かんぽ」共に残高や契約が減少傾向にある中、このコストを負担し続ける体力があるのか？を考えると首を傾げざるを得ない。</p> <p>郵便事業においては、新聞等を中心とした第3種、通信教育のための第4種という郵便料金の減額を、更には目の不自由な方が利用する盲人郵便の無料利用を民営化後も提供しており、当局のお客さまで全盲の兄弟で治療院を経営している二人が「点字書籍」や「テープ」の借り出しで頻繁に利用されている。</p> <p>民営会社でこのサービスを提供しているのは、郵便事業会社のみと理解しているところだが、そのコストはやはり当該社の経営努力によるものである。</p> <p>本来は、国家が負担すべきものであろうし、逆に同業の民間メール便にもこのサービスを義務付けるべきと考えてきたところである。</p> <p>このことから、今後、ユニバーサルサービスを提供し続ける、</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○なお、郵便事業については、郵便法により、他事業との間の内部相互補助が排除されています。</p> <p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、所見案に限度額についての記述はありませんが、ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（個人6）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>更に、郵政グループがそのコストを負担するということからすれば、新規事業、新規商品の開発・提供は必然と考える。</p> <p>加えて云えば、ゆうちょ・かんぽの総額制限についても「緩和」を求めるものである。</p>	

	ご意見の概要（個人7）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>所見案の基本的考え方に賛成です。</p> <p>所見案にもありますように、ゆうちょのリスク・リターンの構造は、依然として国債運用を中心とする強い偏りが残されています。郵政民営化を推進する以上、ゆうちょは、民間金融機関にふさわしいポートフォリオを構築できるように、融資業務を拡げていくなど、ビジネスモデルを転換していくことが喫緊の課題と思われます。また、かんぽにおいても、養老保険に偏ったビジネスモデルが契約数の減少につながっており、その転換が喫緊の課題と考えられます。</p> <p>ゆうちょ・かんぽとも、こうしたビジネスモデルの転換が進み、将来的にも経営の健全性が確保されるよう、そして、郵便局ネットワークの維持、ユニバーサルサービスの確保が可能となるよう、できるだけ早期に他の民間金融機関と同様の業務を行えるようにしていただきたいです。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人8）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>東日本大震災、未曾有の津波により多くの尊い命が奪われ、沿岸地域の生活基盤・生産基盤は壊滅的な打撃を受けました。この震災からの復興において政府が果たす役割に対する期待は、たいへん大きく、スピード感を持った対応が求められています。</p> <p>政府が保有している日本郵政の株式については、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法により、できる限り早期に処分することとされました。</p> <p>この点に関し、所見では「一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠」と明記しています。</p> <p>そのためには、金融二社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命に対して、できるだけ早期に新規業務を認め、限度額を緩和し、利用者利便の向上を図り、もってその企業価値の向上を図る必要があるものと考えます。</p> <p>よって、所見の基本的考え方について賛成するものであります。</p>	<p>○上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要です。また、一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠と考えられます。</p> <p>○金融二社の株式は、その親会社である日本郵政の株式と同様、歴史的に蓄積されてきた国民共有の財産としての性格を有し、金融二社の株式に対する市場の評価は、それが資産の大宗を占める日本郵政の株式価値、評価へも多大な影響を及ぼす点に留意することが必要です。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、所見案に限度額についての記述はありませんが、ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（個人9）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」として公表すること及び所見内容に賛同する。</p> <p>新規業務に関する調査審議で最も重視すべきは、所見案にもあるとおり、お客様の利便の向上の視点である。</p> <p>競争促進による経済活性化の観点が郵政民営化の目的の一つであり、競争によるプレーヤー同士の切磋琢磨の中で金融機関全体のサービスを向上させ、お客様の利便を向上させる視点が重要である。</p> <p>新規業務の可否の判断が関係業界の利害の調整に墮することのないよう、厳正公正な調査審議をお願いしたい。</p>	<p>○郵政民営化の目的の一つは競争の促進による経済の活性化であり、新規業務を考える際の重要な視点は、金融機関全体のサービスが向上することにより利用者にもたらされる利便性の向上です。利用者利便の向上に当たっては、地域住民の利便の増進に資するため、郵便局ネットワークの強みを発揮した取組みを行うことも、重要なポイントであると考えます。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人10）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>所見案の記載に賛同。</p> <p>ゆうちょ銀行、かんぽ生命の適正な競争の確保の観点について、郵政民営化法では、日本郵政が保有する両社の議決権比率が一つの尺度として例示されていますが、所見案記載のとおり、形式的な比率で議論すべきではないと考えます。</p> <p>そもそも、両社の株式を上場するためには、両社の市場における評価を高める必要があります、そのためには、会社としての成長可能性を示すとともに、一定期間の経営実績を示すことが必要です。そのため、将来の成長につながる新規業務を早期に開始し、その実績をある程度積み上げておくことが、株式市場の前提条件になるものと肝要です。したがって、株式処分前でも、将来の成長につながる新規業務が認められることが必要と考えます。</p>	<p>○上場に向けての審査に当たっては、一定期間の経営実績を示すことが必要です。また、一般社会及び投資家の信認を得るためには、経営の効率化を進めるとともに、投資の対象として評価されるためには日本郵政グループとしての成長可能性を示すことが不可欠と考えられます。</p> <p>○金融二社の株式は、その親会社である日本郵政の株式と同様、歴史的に蓄積されてきた国民共有の財産としての性格を有し、金融二社の株式に対する市場の評価は、それが資産の大宗を占める日本郵政の株式価値、評価へも多大な影響を及ぼす点に留意することが必要です。</p> <p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しななければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人 1 1）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」として公表すること及び所見内容に賛同します。</p> <p>この度郵政民営化法の改正により、郵政 3 事業を一体的に運営するとともに金融ユニバーサルサービスが義務付けされることとなりました。</p> <p>ユニバーサルサービスは採算があわない離島や山間僻地においても事業を展開するものであり多大なコストがかかり、そのコストは公的部門が負担すべきと考えます。</p> <p>我が国の財政事情を鑑み、仮に(株)日本郵便が負担するのであれば、(株)日本郵便が一定の利益を出せる会社にしなればなりません。</p> <p>そのためには、新商品・新サービスの提供（住宅ローン、がん保険等）とゆうちょ・かんぽの限度額の撤廃又は拡大が必要不可欠です。</p> <p>標記所見はユニバーサルサービスの提供と(株)日本郵便の健全経営の確保が推進されると考えられることから賛同します。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、所見案に限度額についての記述はありませんが、ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（個人１２）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>改正民営化法を受けての今回の所見は、現在の郵政グループの抱える問題を的確に捉え、利用者と働く者が共に今後の展望に期待しうるものであり、歓迎したい。</p> <p>株式上場がためだけの企業価値の向上を唱った旧所見と比べ、民間企業であると共に、ユニバーサルサービスの義務も担保せねばならない郵政事業の、その特殊性をいかにして強みに変えて行けるかまで踏み込んでいる。</p> <p>現体制での切迫した会社経営を鑑み、この所見に基づいて、会社、社員、利用者の全てが恩恵を享受出来る新たなビジネスモデルが一刻も早く確立される事を切に願うものである。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人 13）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	各種証明部門は独立して国家が担当。証明部門の民営化は、証明力・信頼度の低下となるので反対。	○所見案は、金融二社の新規業務に関する調査審議の考え方をとりまとめたものであり、ご意見は本意見募集の範囲外であると考えますが、ご意見として承ります。

	ご意見の概要（個人14）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>民営化実施後、政府保証は廃止されており、所見のとおり、「暗黙政府保証」が残存するという認識は、預金者・加入者当の誤解に基づくものに過ぎない。</p> <p>近年、ゆうちょ銀行の貯金、かんぽ生命保険の契約が大きく減少してきた現実を踏まえれば、こうした誤解自体が、ゆうちょ、かんぽに競争上有利に働いているとは到底考えられない。</p> <p>したがって、政府の間接的な出資があるからといって新規業務を制限することは、むしろ適正な競争関係を歪めてしまうものとする。</p> <p>所見の内容には賛成。</p>	<p>○金融二社が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人15）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>所見内容に賛同します。</p> <p>民営化後の金融二社は、日本郵政による株式保有が存在する限り「暗黙の政府保証」が残存するため、その間は新規業務を一切認めるべきではないという指摘がありますが、所見案通り、こうした指摘は合理的ではありません。</p> <p>誤解に基づく「暗黙の政府保証」をもって新規業務が制限されることはあってはならないものです。</p> <p>金融二社は、貯金・保険が激減して経営基盤が弱体化してきている状況であり、誤解に基づく「暗黙の政府保証」が適正な競争関係を歪めている実態はありません。</p> <p>仮に「暗黙の政府保証」が適正な競争関係を歪めるおそれがあるというのであれば、新規業務の制限に結びつけるのではなく、その誤解を解くことに全力を挙げるべきであると考えます。</p>	<p>○金融二社が提供する商品に政府保証は存在しませんが、「暗黙の政府保証」が残存するとの誤解の払拭に向け、引き続き関係各方面において積極的な努力を行う必要があると考えます。一方、そのような誤解が存在するおそれがあるからといって、一切の新規業務を先送りさせるということは適当ではないと考えております。</p> <p>○新規業務の実施については、郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人16）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」として公表すること及び所見内容に賛同します。</p> <p>改正郵政民営化法の成立により、郵政三事業を一体的に運営することとなり、かつ金融ユニバーサルが義務付けられました。</p> <p>これまで、金融に関しては厳しく規制され、ゆうちょの貯金保有残高及びかんぽ生命保有契約は激減しました。</p> <p>郵政事業は、全国あまねく公平に郵政サービスを提供するものであり、採算が合わない離島や山間僻地にも同様のサービスを提供していく必要がありますが、かつ健全な経営を確保していくためには、速やかに新規業務に対する認可が不可欠です。</p> <p>標記所見は、そのことが推進される所見であることから賛同します。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人１７）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」に対する意見については匿名とすることとし、所見内容に賛同する。</p> <p>郵政事業は明治の創業以来、税金を使わず三事業一体の独立採算（「どんぶり勘定」と揶揄されていたが）のもと健全経営をしていたにもかかわらず、当時の政権の悪意に満ちた郵政民営化法により５社体制に分割された。それがこの度改正郵政民営化法の成立により、４社体制となり、郵政三事業を一体的に運営すること及び金融ユニバーサルサービスが義務付けされることとなった。</p> <p>しかし、民営化以降、金融に関する新規業務は何ひとつ認められず、かつ、ゆうちょ・かんぽの限度額の制限など極めて制約された条件で他の金融機関と競争しなければならなかった上、販売商品に新しいものもなく、苦戦を強いられてきた。この結果、ゆうちょの貯金保有残高及びかんぽ生命の保険保有契約は激減する一方である。</p> <p>郵政事業は、全国あまねく公平に郵政サービスを提供するものであり、採算が合わない離島や山間僻地にも同様のサービスを提供していく必要があり、かつ、健全な経営を確保していくためには、速やかに新規業務に対する認可が不可欠であり、標記所見はそのことが推進される所見であることから賛同するものである。</p> <p>なお、民営化以前・以後とも業態・商品内容は同一であり、依然として事業の衰退が続いていることは、インターネットの</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人 17）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>普及等国民生活環境の変化に一因があり、一部民営化論者が喧伝する「政府保証の有り無し」とは因果関係はないものと考え る。</p> <p>最後に、新規業務に参入すること等に当たり、営業利益を拡大する目的ではなく、他の民間企業が参入しないユニバーサルサービスを確保していくために、強く賛同するものである。</p>	

	ご意見の概要（個人18）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>平成19年10月の郵政民営化により、5分社化された郵政事業が民営化改正法案成立により、平成24年10月から郵便局会社と郵便事業会社が統合となり日本郵便会社となりスタートします。今後は、日本全国に、金融に関するユニバーサルサービスを義務付けられた会社として、日本郵便会社・郵便局が日本全国の地域の人々の期待に応えていく必要がより強くなりました。一方、経営の状況は、民営化以降金融2社の預貯金残高減少、保険保有件数の減少また郵便利用の減少等により、厳しい状況であるといわれています。日本全国に、ユニバーサルサービスを提供出来る会社としての体力確保・経営改善また復興財源としての適正な株の売却が出来る会社になるためにも、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」に書かれていたような新規業務への参入が不可欠であると思います。統合後の会社が、今後も日本全国で郵政事業ユニバーサルサービスを提供出来るよう、日本にとって必要な郵政事業会社としての体力確保のためにも、新規業務を行えるように速やかに認可を進めていただきたいと思います。</p> <p>以上により、「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見（案）」に賛同するものであります。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>

	ご意見の概要（個人19）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」として公表すること及び所見内容に賛同する。</p> <p>郵政事業は平成19年10月、5分社化されたため、人的分割ロス、各種マニュアルの肥大化など、お客様サービスの低下や社員のモチベーションの低下へと繋がっている。また山間へき地での渉外員の郵便、貯金の業務のあり方においても問題点が挙げられる。</p> <p>それがこのたび改正郵政民営化法の成立により、4社体制となり、郵政三事業を一体的に運営すること及び金融ユニバーサルサービスが義務付けされることとなった。</p> <p>しかし、この間、金融に関する新規業務は何ひとつ認められず、かつゆうちょ・かんぽの限度額の制限など極めて制約された条件で他の金融機関と競争しなければならなかった上、販売商品に新しいものもなく、苦戦を強いられてきた。この結果、ゆうちょの貯金保有残高及びかんぽ生命の保険保有契約は激減する一方である。</p> <p>特にゆうちょは、限度額の規制があるため、例えば退職金を預けようとしても、一定額以上は無利子の扱いとなったり、また、たまたま一時的に限度額をオーバーしている場合でも貯金を下ろすようにと言われる仕組みとなっている。所見には限度額に関する記述がないが、この点も、お客様の利便性を確保するため、できるだけ早期に緩和していただきたい。</p> <p>郵政事業は、全国あまねく公平に郵政サービスを提供するも</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p> <p>○郵政民営化法の改正の際、国会において「他の金融機関等との間の競争関係、金融二社の経営状況等を勘案して政令で定めることとされている限度額の水準については、本法の施行により直ちに勘案すべき事情が変わるわけではないことから、当面は引き上げないこと」との附帯決議がなされたことを踏まえ、郵便貯金銀行の預入限度について所見案に記述はありませんが、ご意見として承ります。</p>

	ご意見の概要（個人 19）	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>のであり、採算が合わない離島や山間僻地にも同様のサービスを提供していく必要があるが、かつ健全な経営を確保していくためには、速やかに新規業務に対する認可が不可欠であり、標記所見はそのことが推進される所見であることから賛同するものである。</p>	

	ご意見の概要（個人20）	ご意見に対する当委員会の考え方
1	<p>「郵政民営化委員会の調査審議に関する所見」として公表すること及び所見内容に賛同する。</p> <p>郵政民営化法により、郵政事業は平成19年10月1日に5社体制に分割された。今回の改正郵政民営化法の成立により、4社体制に移行し、郵政三事業を一体的に運営すること及び金融ユニバーサルサービスが義務付けられることとなった。</p> <p>しかし、この間、金融に関する新規業務は一切認められず、また、ゆうちょ及びかんぽ商品の限度額の制限などにより極めて制約された条件の下で、他の金融機関と競争しなければならない上、販売商品に新しいものがなく、苦戦を強いられてきた。この結果、ゆうちょの貯金保有残高及びかんぽ生命の保険保有残高は激減する一方である。</p> <p>郵政事業は、全国あまねく公平に郵政サービスを提供するものであり、採算が合わない離島や山間へき地にも同様のサービスを提供していく必要がある。また、健全な経営を確保していくためには、速やかに新規業務に対する認可が不可欠であり、標記所見はそのことが推進される所見であることから賛同するものである。</p>	<p>○郵政民営化法上、金融二社の新規業務は、他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情や金融二社の経営状況を考慮し、金融二社と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、主務大臣は認可しなければならないとされています。</p> <p>○新規業務の実施については、この郵政民営化法に定める枠組みの下、適切に検討してまいります。</p>